施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン戦略計画　209～212 頁
県政報告書　134～135 頁

施策番号	524
施策名	県情報の効果的な発信による情報共有化の推進
施策の目的	県民が県の広聴･広報活動などを通じ、県政情報を迅速に得たり容易に県に意見を言えたりするなど、県民と県とのよりよい関係が築かれている

主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
総合企画局	県の広聴･広報の姿勢を評価している人の割合 (%)	目標	79.0	79.0	80.0
		実績	75.6	―	―

基本事業名	主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
1 効果的な広聴広報の推進	総合企画局	広聴広報活動における県民の意見等の総数 (件)	目標	12,000	13,000	14,000
			実績	12,341	―	―
2 統計情報データの効果的な発信と活用の促進	総合企画局	統計情報利用件数 (アクセス件数) (件)	目標	185,000	267,000	304,000
			実績	230,439	―	―
3 積極的な行政情報の公開と個人情報の適正な保護	生活部	行政情報の開示･非開示判断の適正度 (%)	目標	91	92	93
			実績	88	―	―
4 インターネットを利用した行政情報の提供	地域振興部	県ポータルサイトへのアクセス数 (件／月)	目標	869,000	838,000	1,200,000
			実績	767,219	―	―
			目標			
			実績			

施策に対する各基本事業の占める割合

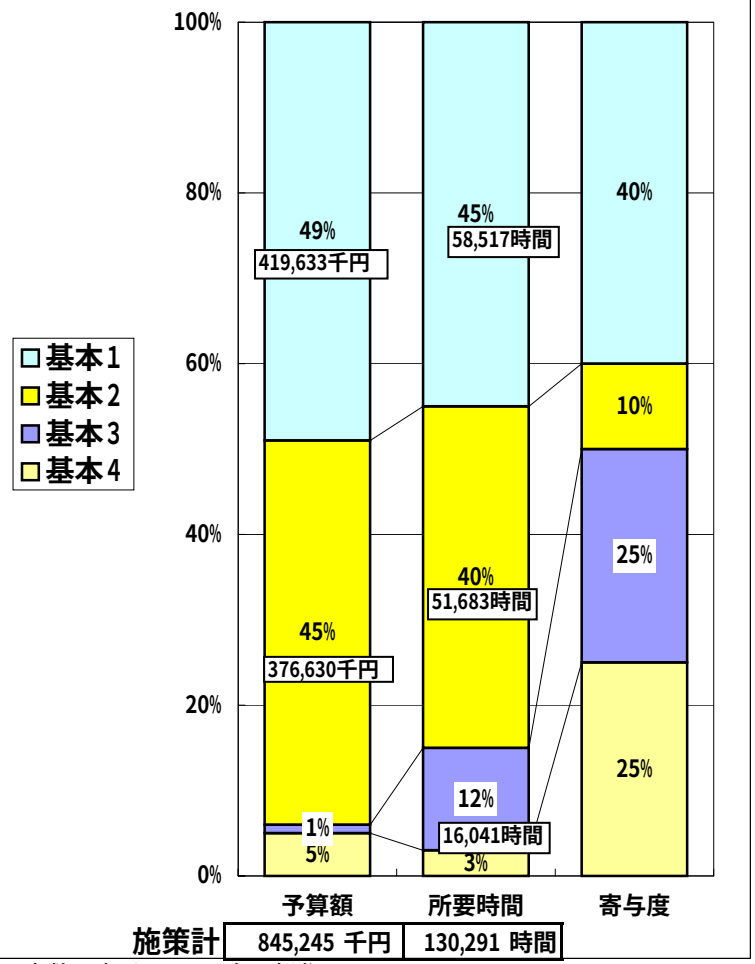

施策計	845,245 千円	130,291 時間

※実数の表示は10%以上の部分
※予算額と所要時間のグラフの各基本事業には再掲事業分が含まれているので、それぞれの合計は施策計と一致しない。

行政監査（評価）結果

1．総括意見

1 広聴体制の充実

「一万人アンケート」、「三重県民意識基礎調査」、「県民の声相談室」、「知事と語ろう本音でトーク」等多様な方法で県民からの意見等を聴くための取組が行われている。また、県に寄せられるさまざまな意見･提案を「県民の声データベースシステム」で集積し、庁内ＬＡＮや部長会議等で情報共有するなど、施策に生かすための仕組みづくりが行われている。

県民からの意見･提案を施策の展開等に生かすことは重要であるので、それぞれの制度について、より県民が利用しやすい制度とするための検討を行うとともに、広聴機能の有用性やシステムの活用等について職員への周知を一層図られたい。

2 個人情報の適正管理の強化

個人情報保護法の施行に伴い、個人情報保護条例の改正、個人情報適正管理指針の策定、情報適正管理マニュアルの改訂を行うとともに、職員説明会などを通じ個人情報の適正な管理について周知に努めているが、平成16年度から17年度にかけて、県立高校等においてパソコン等の盗難による個人情報の流出が発生しているので、個人の権利利益を守り、県政運営に支障をきたさないよう、引き続き個人情報の適正管理の強化と流出の再発防止に取り組まれたい。

3 情報公開制度の運用

情報公開制度の周知やインターネットによる情報公開請求の開始などにより、平成16年度の開示請求者は延べ6,891人と、15年度の4,239人から大幅に増加している。また、不服申し立て件数についても16年度85件と、前年度に比べ大幅に増加している。

そのため、情報公開審査会の答申が大幅に遅れているので、情報公開条例に定める努力規定に基づき、早期の答申が可能となるよう対策を検討されたい。

4 電子会議室による県民参加の推進

県民の県政参加を促すためインターネットを活用した電子会議室「ｅ－デモ会議室」に加えて、平成16年度から「ネットで県民参画」に取り組んでいる。

「ｅ－デモ会議室」は、平成14年度の運用開始以来3年が経過し、登録者数は増加しつつあるが参加者が特定化するなどの課題が見受けられるので、これまでの取組の成果を検証し、事業運営のあり方について検討されたい。

また、「ネットで県民参画」については、議論された県民の意見等が県政に適切に反映できるような仕組みの構築を図られたい。

参考指標

○主な広聴事業

年度		H14	H15	H16
知事と語ろう本音でトーク	参加者数（人）	－	1,032	2,875
出前トーク	実施件数（件）	318	246	170
	参加者数（人）	9,886	12,947	7,485
県民の声データベースシステム	登録件数（件）	1,187	968	925
ｅ－デモ会議室	登録者数（人）	824	1,140	1,548
	投稿数（件）	3,382	5,419	7,604
	アクセス件数（件）	156,820	173,224	209,037

○県のホームページへのアクセス件数

年度	H14	H15	H16
月間アクセス件数（件）	387,088	621,078	767,219

○情報公開請求の状況

年度	H14	H15	H16
開示請求者数（人）	2,754	4,239	6,891
開示等決定公文書件数（件）	10,721	10,162	20,568

○情報公開に係る不服申し立ての状況

年度	H12	H13	H14	H15	H16
不服申し立て件数（件）	22 (5)	26 (13)	27 (10)	43 (10)	85 (18)

（ ）は前年度からの持ち越しで外数

H16不服申し立て処理日数	諮問から答申まで
平均処理日数（日）	174
最長処理日数（日）	242
最短処理日数（日）	74

2．総合判定及び施策･基本事業の評点結果

○施策の評点

総合判定
B
評点合計
22.5 /35

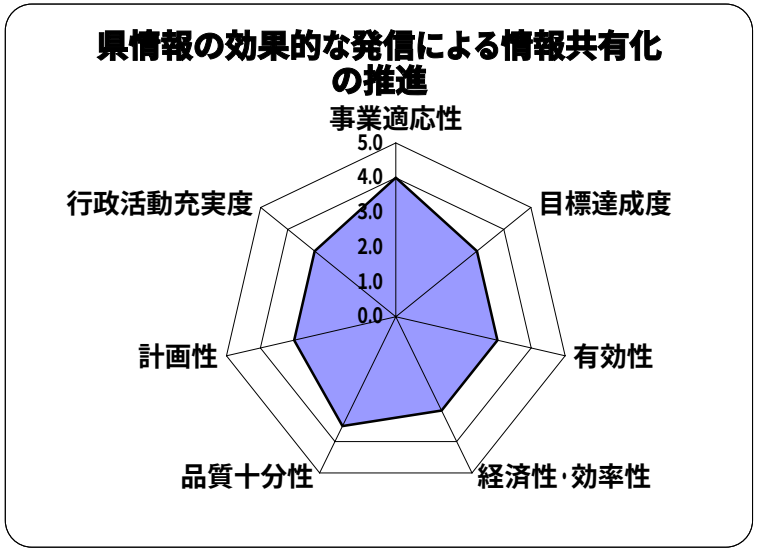

○多様な方法で県民からの意見等を聴くための取組を行い、また、県に寄せられるさまざまな意見･提案を施策に生かすための仕組みづくりが行われている。(事業適応性)

○費用対効果の観点からより広報効果の高い媒体の選択について検討する必要がある。(経済性･効率性)

○「みえDataBox」について、わかりやすくするための取組とコンテンツの充実に取り組み、利用件数は大幅に伸びている。(品質十分性)

○基本事業の評点

1 効果的な広聴広報の推進

【寄与度=40%】

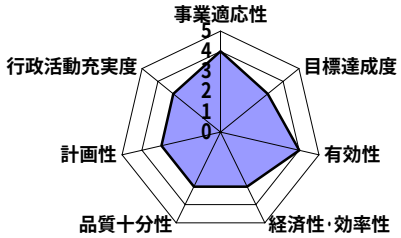

2 統計情報データの効果的な発信と活用の促進

【寄与度=10%】

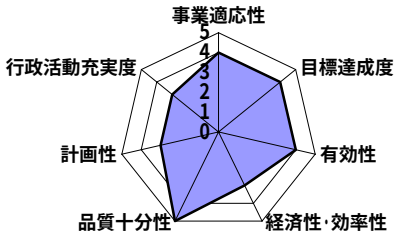

3 積極的な行政情報の公開と個人情報の適正な保護

【寄与度=25%】

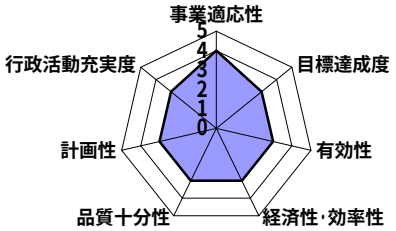

4 インターネットを利用した行政情報の提供

【寄与度=25%】

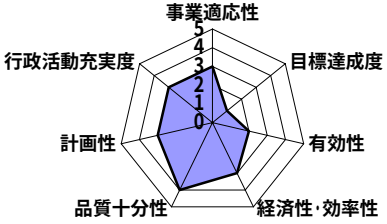

3．施策の現状及び評価区分の内訳

<table>
<tr><th>評価区分</th><th>施策の現状等</th><th>評 価 結 果</th><th>評点</th></tr>
<tr><td>1 事業適応性</td><td>○「県民が主役の県政の実現」には、県民生活のさまざまな領域において、県民が自らの意志で主体的に、各種の活動に参画することができる多様な仕組みづくりが求められている。
　このため、県全体の広聴広報機能の充実強化をはじめ、県が保有する情報の的確な提供や情報公開など、情報共有に向けた取組がこれまでにも増して必要になっている。

○県では、「一万人アンケート」、「三重県民意識基礎調査」、「知事と語ろう本音でトーク」、「出前トーク」、「県民の声相談室」、「e－デモ会議室」、「パブリックコメント」など多様な方法で意見を広聴し施策に反映させている。
　また、電子会議室についてはインターネットを活用し県民が時間・場所にとらわれず意見交換等を行える「e－デモ会議室」のほか、青少年の参加を拡大するため「e－デモ・ジュニア会議室」を設置し、平成16年度からはe－デモ会議室の場を利用し行政が設定したテーマについてインターネット上で議論する「ネットで県民参画」の試行事業を開始した。

<table><tr><th colspan="2"></th><th>H14</th><th>H15</th><th>H16</th></tr><tr><td>知事と語ろう本音でトーク</td><td>参加者数（人）</td><td>－</td><td>1,032</td><td>2,875</td></tr><tr><td rowspan="2">出前トーク</td><td>実施件数（件）</td><td>318</td><td>246</td><td>170</td></tr><tr><td>参加者数（人）</td><td>9,886</td><td>12,947</td><td>7,485</td></tr><tr><td>県民の声データベースシステム</td><td>登録件数（件）</td><td>1,187</td><td>968</td><td>925</td></tr><tr><td rowspan="3">e－デモ会議室</td><td>登録者数（人）</td><td>824</td><td>1,140</td><td>1,548</td></tr><tr><td>投稿数（件）</td><td>3,382</td><td>5,419</td><td>7,604</td></tr><tr><td>アクセス件数（件）</td><td>156,820</td><td>173,224</td><td>209,037</td></tr><tr><td rowspan="2">パブリックコメント</td><td>実施事業件数（件）</td><td>20</td><td>24</td><td>21</td></tr><tr><td>意見総数（件）</td><td>618</td><td>745</td><td>1,768</td></tr><tr><td rowspan="2">アンケート調査有効回収率（%）</td><td>一万人アンケート</td><td>42.6</td><td>41.2</td><td>37.8</td></tr><tr><td>三重県民意識基礎調査</td><td>48.9</td><td>51.4</td><td>44.8</td></tr></table></td><td>○多様な方法で県民からの意見等を聴くための取組を行い、また、県に寄せられるさまざまな意見・提案を「県民の声データベースシステム」で集積し部長会議や庁内ＬＡＮで情報共有するなど、施策に生かすための仕組みづくりが行われている。
　県民からの意見・提案を県の施策の展開等に活かすことは重要であるので、それぞれの制度についてより県民が利用しやすい制度とするための検討を行うとともに、広聴機能の有用性やシステムの活用等について職員への周知を一層図ることが必要である。

○「e-デモ会議室」については、ＧＩＳとの連携を図るなど利便性の向上に努めており参加者数も増加してきているが、運用開始後3年が経過し、参加者が特定化するなどの課題が見受けられるので、これまでの成果を検証し、事業運営のあり方などについての検討を行う必要がある。
　また、「ネットで県民参画」についても提案された意見の施策等への反映状況の検証を踏まえ、県民の意見等をより県政に適切に反映できるような仕組みを構築する必要がある。

○「e-デモ会議室」については、平成17年度に不正アクセスによるシステム停止が生じている。
　県民が時間、場所にかかわらず自由に意見を言えるシステムは重要であるが、外部からの攻撃を受けやすいのでシステムの運用等については最大限の対策を講じる必要である。</td><td>4</td></tr>
</table>

	○県民と県とが県政情報を共有するため、「県政だより」、テレビ･ラジオ、新聞、ホームページ等を活用し、県政情報の広報を行っている。 　また、県内のインターネットの普及（平成16年度普及率50.9%）に伴い、県ホームページを県民への情報提供の重要なツールに位置づけ、提供内容の充実や迅速な情報提供を推進するとともに、わかりやすく、使いやすいシステムとするように取り組んでいる。 県ポータルサイト　月間アクセス件数（件） H14: 387,086　H15: 621,078　H16: 767,219	○多様な広報媒体を用いた情報提供を行っている。 　今後は、県内に広く普及するケーブルテレビの活用などについても費用対効果の観点から検討する必要がある。	
	○三重県情報公開条例については、議会、公安委員会、警察本部長を実施機関に加えるとともに、平成14年度に県出資法人について出資25%以上の法人まで情報公開制度を導入するなど、情報公開の推進に努めている。 　また、15年度からは電子申請･届出システムを利用して、インターネットで情報公開請求ができるようにした。 情報公開の状況 開示請求者数（人）　H14: 2,754　H15: 4,239　H16: 6,891 開示等決定公文書件数（件）　H14: 10,721　H15: 10,162　H16: 20,568	○情報公開制度の普及やインターネットによる情報公開の開始などにより開示請求者が大幅に増加している。 　今後も、県民が利用しやすい制度となるよう努める必要がある。	
	○平成14年10月から個人情報保護条例を施行し個人情報の適正な取扱を図っており、公安委員会及び警察本部長を実施機関に加えるとともに、実施機関等の個人情報の保護措置を義務規定化した改正条例を17年10月に施行している。		
	○県の保有する個人情報等の適正管理のため「情報適正管理マニュアル」を策定するとともに、個人情報保護条例の適正な運用を図るための職員研修等を実施している。 　平成16年度に発生した県立高校における生徒調査票の盗難や業務委託先からの個人情報の流出をうけて、「三重県個人情報取扱事務委託基準」の改正や職員説明会を開催し、個人情報の漏洩防止等を図っている。	○平成17年度においても、生徒調査票の盗難や個人情報の入ったパソコンの盗難が発生しているので、引き続き個人情報の適正な管理を徹底するための対策を講じる必要がある。	
	○災害、事故、テロ、サイバーテロ、個人情報漏洩等の緊急時における報道対応や情報セキュリティー対応時のマニュアルを整備するとともに、研修会を通じ周知、啓発を行っている。。	○緊急時に迅速かつ適切な報道対応ができるよう訓練等を通じて全庁的に万全を期す必要がある。 　なお、各部局の報道対応、情報発信の支援や災害対策本部事務局の報道対応などを強化するため、報道調整特命監を平成17年度に設置した。	

<table>
<tr>
<td>2 目標達成度</td>
<td>○施策の目標指標は、三重県民意識基礎調査における県の広聴･広報の取組姿勢を評価している県民の割合としている。

○平成16年度の目標79%に対して、実績は75.6%である。
（達成率：95.7%）

○基本事業の数値目標4項目のうち、2項目が目標を達成している。
目標を達成していない項目は次の通りである。
行政情報開示･非開示判断の適正度（目標：91%、実績：88%）
県ポータルサイトへのアクセス数（月間平均件数）
（目標：869,000件、実績：767,219件）</td>
<td>○目標指標は施策目的の達成度を表している。

○施策の目標は達成されていない。

○目標を達成していない基本事業については、要因を分析し、目標達成に努める必要がある。</td>
<td>3</td>
</tr>
<tr>
<td>3 有効性</td>
<td>○施策の目標達成のための基本事業及び寄与度は、「効果的な広聴広報の推進」が40%、「統計情報データの効果的な発信と活用の促進」が10%、「積極的な行政情報の公開と個人情報の適正な保護」が25%、「インターネットを利用した行政情報の提供」が25%としている。

○平成16年度に県民の声データベースシステムに登録された「声」1,019件に対する対応状況は以下の通りである。
<table>
<tr><th></th><th>件数（件）</th><th>割合（%）</th></tr>
<tr><td>既に反映しているもの</td><td>448</td><td>44</td></tr>
<tr><td>今年度内に反映するもの</td><td>79</td><td>8</td></tr>
<tr><td>次年度以降に反映するもの</td><td>24</td><td>2</td></tr>
<tr><td>施策の参考とするもの</td><td>422</td><td>41</td></tr>
<tr><td>反映は困難なもの</td><td>46</td><td>5</td></tr>
</table>
</td>
<td>○施策を構成する4の基本事業はいずれも施策目的を達成する上で有効である。

○県民の声データベースシステムに登録された「声」のほとんどについて、施策に反映する又は参考とするとなっており、施策の目的を達成するために有効である。</td>
<td>3</td>
</tr>
<tr>
<td>4 経済性･効率性</td>
<td>○「県政だより」、テレビ･ラジオ、新聞等色々な広報媒体を通じて県政に関する情報等の提供を行っている。
なお、「一万人アンケート」によると、県政（事業や施策）の情報源として、「県政だより」、テレビ･ラジオニュース、市町村の発行する広報誌、新聞の報道記事が高くなっており、テレビ･ラジオなどの広報番組のウェイトが低くなっている。
<table>
<tr><th></th><th>H14</th><th>H15</th><th>H16</th></tr>
<tr><td>県政だより</td><td>79.5%</td><td>81.2%</td><td>77.5%</td></tr>
<tr><td>テレビ･ラジオのニュース</td><td>47.8%</td><td>54.0%</td><td>50.2%</td></tr>
<tr><td>市町村の発行する広報紙</td><td>48.3%</td><td>51.5%</td><td>48.9%</td></tr>
<tr><td>新聞の報道記事</td><td>51.0%</td><td>50.1%</td><td>46.2%</td></tr>
<tr><td>「県政ウォッチング」（テレビ番組）</td><td>15.7%</td><td>16.6%</td><td>18.0%</td></tr>
<tr><td>県が発行する各種印刷物（パンフレット等）</td><td>16.1%</td><td>16.1%</td><td>16.4%</td></tr>
<tr><td>「三重県からのお知らせ」等（ラジオ番組）</td><td>—</td><td>9.2%</td><td>9.3%</td></tr>
</table>
</td>
<td>○県民と県との情報共有は重要であるので、県政情報をより効果的に県民に提供するため、費用対効果の観点からより広報効果の高い媒体の選択について常に検討することが必要である。
また、県の各部局や地域機関などが発行している情報誌、ポスター等について、各部局間で連携を図るなど、経済性･効率性を高めるための取組について検討する必要がある。</td>
<td>3.0</td>
</tr>
</table>

5 品質
十分性

○「みえ出前トーク」は参加者アンケートを実施しており、トークが「有意義であった」とする回答が88%となっている。また、トーク内容の理解については、「分かった、よく分かった」という回答が88.7%となっている。

みえ出前トーク	H14	H15	H16
参加者満足度(%)	90	87	88

○「県政だより」による調査では、「県政だより」の役立ち度は、84%が評価するという結果になっている。
県民に見やすい、読みやすい「県政だより」とするため、これまでのアンケート結果を踏まえ、「文字を大きくする」、「余白を増やし文字量を減らす」などの改善を行った。

○県民の声相談室の利用者に対する平成16年度のアンケート調査によると、県民の声相談室や事業担当室・地域機関の対応の満足度はいずれも約4割となっている。(16年4月～11月までの利用者のうち住所が判明した157人が対象、回答88人　広聴広報室調査)

大変満足、ほぼ満足と回答した人の割合(%)	H14	H15	H16
県民の声相談室	59.8	55.8	43.9
担当した室や地域機関	60.8	49.2	40.0

○県のホームページについては、募集案内の検索性や使い勝手の向上に取り組むとともに、提供する情報を毎日更新している。
また、携帯版ホームページ「モバイル三重県」を平成16年5月に公開し、県民がいつでも、どこでも携帯電話から県の情報を入手できるようにするとともに、県民が希望する行政情報を携帯電話へメール配信するシステムを16年度に構築し、17年度から登録の募集を行っている。

県ポータルサイト	H14	H15	H16
月間アクセス件数(件)	387,088	621,078	767,219

○県民の誰もが必要に応じて県の統計情報をインターネット上で入手することができる「みえDateBox」については、県民、企業、市町村等からの電話・メール等による問い合わせ状況を3年間記録した「問いメモ」を基に、コンテンツの追加や、「使用方法がわかりにくい」、「検索しにくい」等の要望に応えるため、「みえDataBox」の使い方例の追加、レイアウト・表示方法の改善等を行った。

	H10	H12	H14	H16
統計情報利用件数(件)	23,415	76,070	145,272	230,439

○「みえ出前トーク」については、参加者から概ね高い評価を受けている。
一方で、利用件数、参加者数が減少しているので、トークのあり方や活用方策について検討が必要である。

○「県政だより」については、県民から概ね高い評価を受けており、アンケート調査により、ニーズ把握に努めている。
今後も県民の役に立つ「県政だより」とするよう努める必要がある。

○県民の声相談室や本庁担当室、地域機関に対する利用者の満足度が年々低くなっているので、原因を分析して対応する必要がある。

○県が行政情報を県民等に提供するためのホームページについては、よく利用されており、アクセス件数も増加している。
今後も県民のニーズを反映したより見やすいホームページにしていく必要がある。

○ 県民、企業等からの問い合わせや県職員へのアンケート調査をもとに、レイアウト・表示方法の改善など、わかりやすく、見やすくするための取組が行われている。
また、統計情報を利用した政策立案を支援するため、産業関連分析やオンデマンド統計地図などの分析ツールを用意するなどコンテンツの充実に取り組み、利用件数は大幅に伸びている。

3.5

<table>
<tr><td></td><td>○県の非開示決定等に対する不服申し立てについては年々件数が増加しており、情報公開審査会を月2回開催し対応しているが、条例上の努力規定である60日以内に答申ができた案件はなく、大幅に遅れている。
<table><tr><td></td><td>H12</td><td>H13</td><td>H14</td><td>H15</td><td>H16</td></tr><tr><td>不服申し立て件数（件）</td><td>22
(5)</td><td>26
(13)</td><td>27
(10)</td><td>43
(10)</td><td>85
(18)</td></tr></table>（ ）は前年度からの持ち越しで外数
<table><tr><td>H16不服申立て処理日数</td><td>諮問から答申まで</td></tr><tr><td>平均処理日数（日）</td><td>174</td></tr><tr><td>最長処理日数（日）</td><td>242</td></tr><tr><td>最短処理日数（日）</td><td>74</td></tr></table></td><td>○情報公開審査会の答申が遅れているので、早期答申が可能となるよう、対策を検討する必要がある。</td><td></td></tr>
<tr><td>6 計画性</td><td>○全庁的な広聴広報活動を推進するため、広聴広報の中核的な役割を担う広聴広報責任者や広聴広報キーパーソンなどを設置するとともに、広聴広報会議を定期的に開催している。</td><td>○全庁的な取組方針や手段の活用等を明らかにした広聴広報戦略の策定について検討する必要がある。</td><td>3.0</td></tr>
<tr><td>7 行政活動充実度</td><td>○「県民の声データベースシステム」で集積したさまざまな意見・提案を庁内ＬＡＮや部長会議等で情報共有している。
○個人情報保護制度の説明会等を通じて、市町村における個人情報保護制度導入のための支援を行っており、平成17年4月現在で県内の市町村における個人情報保護条例制定率は95.7%となっている。
○危機管理総務室や情報企画室等と連携して、業務委託に関する個人情報保護の徹底や個人情報の安全な管理方法等について、職員への徹底を図っている。
○政策立案支援を行うため平成17年3月に市町村職員を対象とした研修会を実施するなど、部局や市町村からの統計データを使った立案や分析手法についても、相談対応、助言を行っている。</td><td>○「県民の声データベースシステム」で集積した県民からの意見・提案を、施策に生かすための仕組みづくりが行われている。
○今後も関係部局等と連携し、県における個人情報保護についての意識の向上と徹底管理を図るとともに、市町村に対する支援を引き続き行う必要がある。
○関係部局と連携して、個人情報の適正管理の徹底を図る必要がある。
○引き続き県・市町村職員に対する支援を行う必要がある。</td><td>3.0</td></tr>
</table>

前回監査（評価）からの改善状況

前回監査年度			総合判定	評点合計	改善状況の評価
	平成14年度	住民参画による行政の推進	B	23.6	
	（平成14年度）	（情報通信基盤の整備と公共サービスの高度化）			
	（平成14年度）	（魅力あるデジタル情報の提供）			

総括意見	総括意見の概要	改善状況	改善状況の評価
総括意見	**1　政策推進システムと広聴機能の連携** 平成14年度から本格運用している政策推進システムは、「県民一万人アンケート調査」等を通じて寄せられた県民意見を県政に反映させるための仕組みとして構築されているので、広聴機能を政策推進システムと連携させ、県民の声を県民サービスの向上や、県政に的確に反映されたい。	県民の声の県施策への反映を進めるため、部長会議や庁内ＬＡＮで情報の共有を図っている。 県民から寄せられた提案・意見・苦情等をデータベース化し、職員間で情報の共有化を図るとともに、県の考え方、方針、取り組み状況と併せ、ホームページで公開している。	**改善に着手**
	2　広聴広報戦略の策定 インターネットの普及等、情報化の進展により広聴広報を取り巻く環境が大きく変化してきているので、取り組み方針、手段の活用等を明らかにする広聴広報戦略を策定し、全庁的な取り組みを推進されたい。	「みえ行政経営体系」による県政運営の中で、「県民一万人アンケート」の共有と活用、意見反映手続き（パブリックコメント）の見直し、「県民の声データベース」の見直しなど主要なシステムについて平成16年度から18年度の3年間を目途に具体的な見直しを行うこととしている。	**検討に着手**
	3　広報効果が高い広報媒体の選択と「県政だより」の見直し 県民への情報提供手段としてホームページ等による電子情報の位置づけが大きくなってきているので、県情報を効果的に県民に提供するため、費用対効果の視点から広報媒体について検討されたい。 また、「県政だより」について、定期的にニーズ調査を実施し、その結果を踏まえて必要な見直しをされたい。	広報誌、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等各種広報媒体の特性を有効に活用し、効果的な広報に取り組んだ。 「県政だより」に関するアンケートを実施し、その結果を踏まえ、「文字を大きくする」などの改善を行った。 県政だよりの役立度：84％	**改善に着手**
	4　情報公開制度の適切な運用と公文書の適正管理 県の情報を積極的かつ適正に県民へ公開するためには、情報公開制度の適正な運用と併せて、個人情報の保護を厳正に行うことが必要になるので、実施機関への徹底を図られたい。 また、多くの公文書が電子化されてきているので、公文書の徹底管理を各施機関へ徹底するとともに、職員への制度の浸透を図られたい。	個人情報の適正管理を義務づけた「個人情報保護条例」の一部改正を行い、平成17年10月から施行するとともに、「情報適正管理マニュアル」において、県の保有する情報の適正管理等を定めている。 研修会等を通じて、情報公開及び個人情報保護制度の周知・啓発を行っている。	**改善に着手**
	5　個人情報保護の取り組み 情報ネットワークの構築には、市町村と一体になった個人情報の保護やセキュリティー確保が必要であり、県内市町村等の個人情報保護条例の策定が13市町村に留まっていることから、その取組について支援されたい。	個人情報保護制度の説明会等を通じて、市町村における個人情報保護制度導入のための支援を行っており、平成17年4月現在で県内の市町村における個人情報保護条例制定率は95.7％となっている。	**改善に着手**
	6　行政情報の受発信 市町村等と相互リンクをはるなど、必要な行政情報が県民にわかりやすく受発信されるよう取り組むとともに、見る側のニーズを反映したホームページの構築を推進されたい。	県、市町村等のホームページに相互リンクを貼るなど、広報を協働で行っている。 ホームページについては、毎日内容の更新に取り組んでおり、月間アクセス件数は平成14年度約38万件から16年度約76万件と大幅に増加している。	**改善に着手**

その他の改善状況

【情報弱者対策の取組】
平成15年3月に、ユニバーサルデザインホームページ作成ガイドラインを作成し、これに基づいたコンテンツ作りを各部局が行えるよう、16年にホームページのチェックシステムを導入した。（事業適応性）

※前回の監査（評価）は「三重のくにづくり宣言」の施策体系に基づき実施し、今回実施する「県民しあわせプラン」の施策体系に基づく評価とは構成する事業が異なるため、関係意見を抜粋しています。

施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン戦略計画　213～217 頁
県政報告書　136～137 頁

施策番号	525
施策名	IT（情報通信技術）の利活用によるサービスの高度化
施策の目的	情報通信サービスを活用する県民がインターネットを通じて、いつでも、どこからでも情報の受発信ができるなど、便利な生活を営んでいる

主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
地域振興部	インターネット人口普及率（%）	目標	50.2	55.1	60.0
		実績	40.8	—	—

基本事業名	主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
1 IT（情報通信技術）を活用したサービスの提供	地域振興部	県に対するワンストップ・ノンストップサービスが可能な申請・届出等の手続き数の割合（%）	目標	30.0	60.0	85.0
			実績	20.2	—	—
2 ブロードバンド・ネットワーク（高速大容量の情報通信網）の活用推進	地域振興部	三重M－IX（ビジネスネットワーク）を活用している企業・団体の数（団体）	目標	33	43	50
			実績	36	—	—
3 適切な公共事業情報の提供	県土整備部	県実施公共事業の電子情報検索可能率（%）	目標	22	41	66
			実績	23	—	—
4 情報化を支える人づくり	地域振興部	県民ITサポートセンター相談件数（件）	目標	17,000	17,000	22,500
			実績	14,583	—	—
5 情報通信環境づくり	地域振興部	ブロードバンド普及率（%）	目標	40	45	50
			実績	42	—	—

施策に対する各基本事業の占める割合

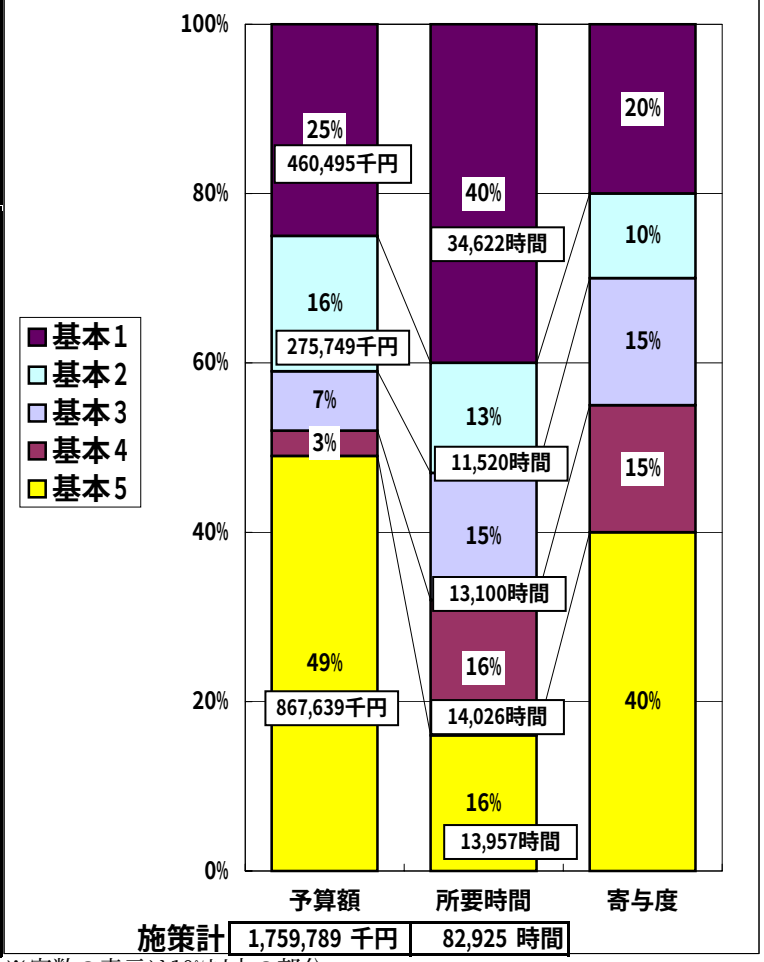

施策計　1,759,789 千円　82,925 時間

※実数の表示は10%以上の部分
※予算額と所要時間のグラフの各基本事業には再掲事業分が含まれているので、それぞれの合計は施策計と一致しない。

行政監査（評価）結果

1．総括意見

1 産業面での情報基盤の利活用推進

県内の情報ネットワークは、CATV網の整備が進んだことから、全国でも上位の充実度となっている。また、一万人アンケートによる満足度も向上している。

しかし、情報サービス業の事業所数は全国的に低位にあり、県内産業の育成の面からは、ネットワークの整備が成果として十分表れていない。

県内の情報産業が活性化し県民がその効果を享受できるよう、関係部局との連携を強化し、今後の取組を検討されたい。

2 県の各情報システムに対する総合的支援の充実

これまで、県が運営している各情報システムのうち、各部局の特定業務用に独自に開発･運用されている情報システムについては全庁的な実態が把握されておらず、県組織全体として最適な情報システムのあり方を検討することが困難であった。

平成17年6月に策定された「三重県IT利活用の基本方針」に基づき、各情報システムの詳細を把握し、開発、運用、調達等の各段階で、経済性･効率性･セキュリティなどについて総合的な観点から検討･支援を行い、県組織全体のシステムの最適化が図れるよう取り組まれたい。

3 情報セキュリティの水準向上への取組推進

県庁本庁舎の停電による各情報システムのアクセス障害や、インターネット公開サーバに対する不正アクセス等の事例が発生しているので、三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）に基づき、情報システムへの不正アクセスやウイルスの侵入などを防止するハード面での対策を強化するとともに、個人情報の漏洩などを未然に防止するための職員への意識啓発や能力向上などソフト面の対策を充実し、情報セキュリティの水準向上を図られたい。

4 市町村との連携によるITを活用した行政サービスの取組推進

電子申請･届出システムなど、ITを活用した行政サービスの充実に当たっては、市町村における情報化推進が求められることから、平成17年3月に策定された「三重県電子自治体情報システム共同化基本構想」に基づき、市町村と連携し、住民の利便性向上につながる県内全体の情報化を推進されたい。

5 志摩サイバーベース･プロジェクトの検証

平成12年に着手された志摩サイバーベース･プロジェクトについては、その後の環境変化等により、投資された行政資源に見合う効果が発現されていない状況となっている。

16年度中に、サイバーベースセンターの閉鎖や志摩サイバーベース推進協議会の解散など、プロジェクトの見直しが行われているが、これまでのプロジェクトの取組の成果や課題について総括的な検証を行うとともに、プロジェクトの推進役として設立された(株)サイバーウェイブジャパンに対する県関与のあり方について検討されたい。

参考指標

○インターネット人口普及率

	H17.3 現在	H14.3 現在
三重県	50.9%	36.8%
全国平均	49.7%	34.0%
三重県順位	14 位	10 位

○ブロードバンド契約数世帯比

	H16.3 末現在	H14.2 末現在
三重県	33.3%	13.6%
全国平均	27.6%	7.3%
三重県順位	5 位	1 位

○CATV契約数世帯比（H17.3末現在）

	H17.3 末現在	H14.3 末現在
三重県	69.9%	44.0%
全国平均	35.9%	21.8%
三重県順位	2 位	3 位

○ＣＡＴＶ世帯カバー率（H17.3末現在）
三重県　99.8%　（全国第2位）

○人口10万人当たりの情報サービス業事業所数
三重県＝1.83（全国第45位）
（経済産業省特定サービス産業実態調査より）

○県内市町村情報セキュリティポリシー策定率
（H17.7.1現在）
三重県＝85.1%（47市町村中40）（全国第39位）
全国平均＝93.7%

2．総合判定及び施策･基本事業の評点結果

○施策の評点

総合判定
B
評点合計
21.2 /35

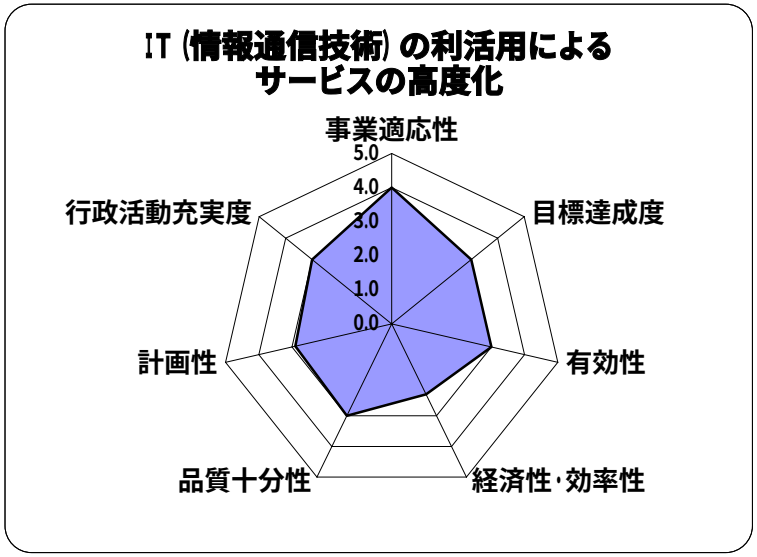

○ケーブルテレビのネットワーク化などの積極的な取組により、インターネットを利用できる環境の整備が他県等と比較して進んでいる。（事業適応性）

○県民局へ保管転換されたパソコンが目的どおりに使用されていないこと、各庁舎等に設置されている公開端末があまり利用されていないことなど、有効活用されていない機器がある。（経済性･効率性）

○県内市町村において情報セキュリティポリシーが未策定の団体があるなど、情報化に対する意識の差が見られることから、ITを活用した住民サービスの充実を図るため、取組の必要な団体に対する積極的な働きかけが必要である。（行政活動充実度）

○基本事業の評点

1 IT（情報通信技術）を活用したサービスの提供
【寄与度=20%】

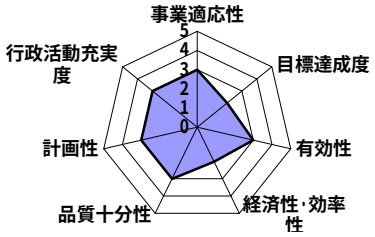

2 ブロードバンド･ネットワーク（高速大容量の情報通信網）の活用推進
【寄与度=10%】

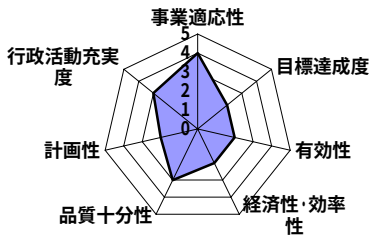

3 適切な公共事業情報の提供
【寄与度=15%】

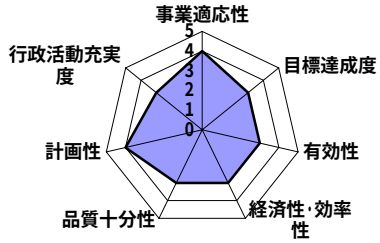

4 情報化を支える人づくり
【寄与度=15%】

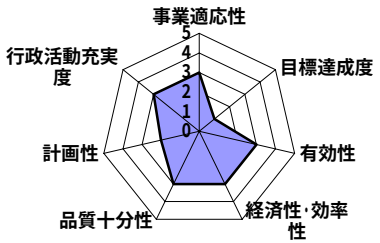

5 情報通信環境づくり
【寄与度=40%】

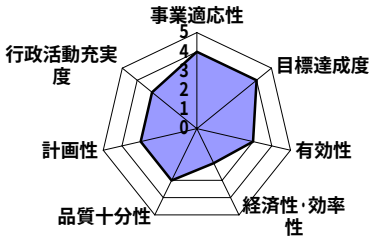

3 施策の現状及び評価区分の内訳

<table>
<tr><th>評価区分</th><th>施策の現状等</th><th>評 価 結 果</th><th>評点</th></tr>
<tr><td>1 事業適応性</td><td>○日本全体のインターネット利用人口は、平成16年度末で7,900万人を超え、人口普及率は62.3%となっており、国民の3人に2人近くが利用しているという状況となっている。

○三重県では、ケーブルテレビ世帯カバー率が99.8%（全国第2位）に達しているほか、ブロードバンドの利用率も高く、県内の通信ネットワークも整備済みである。

<table>
<tr><th>項目</th><th>三重県</th><th>全国平均</th></tr>
<tr><td>ブロードバンド契約数世帯比</td><td>33.3%
(全国第５位)</td><td>27.6%</td></tr>
<tr><td>CATV 契約数世帯比</td><td>69.9%
(全国第２位)</td><td>35.9%</td></tr>
</table>
※総務省「情報通信白書（H17 版）」より

○国では平成15年7月に「e-Japan戦略Ⅱ」を策定するとともに、同年8月に「電子自治体推進指針」を策定している。
　この中で、国の戦略はこれまでのIT基盤整備重視から利活用促進重視に軸足を移している。
　三重県では17年6月に「三重県IT利活用の基本方針」を策定し、総合計画の推進のための手段としてITの利活用を位置づけている。

○県では、ITを活用した行政サービスを充実するため、GIS(地理情報システム）の運用、電子申請･届出システムや電子入札の導入などを進めている。

○情報化の進展とともに、不正アクセス、ウィルス感染、情報漏洩、個人情報保護などに関する問題が顕在化し、これらへの対策が急務となっている。
　県ではファイアウォール（※1）の再構築、ウィルスの侵入･監視システムの充実などハード面の対策を行うとともに、セキュリティポリシー（※2）の策定、職員研修の実施など人的対策にも取り組んでいる。</td><td>○三重県においては、ケーブルテレビのネットワーク化に積極的に取り組んだことから、他の都道府県と比較してインターネット環境に関する基盤整備が進んでいるものと認められる。

○「三重県IT利活用の基本方針」は国の「e-Japan戦略Ⅱ」の考え方と整合したものであると認められる。
　今後、この方針に従い、各取組を着実に推進していくことが必要である。

○電子入札については、平成15年から一部運用が始まり、17年10月には全面運用が開始されていることから、各都道府県の中では比較的早期に導入が進められているものと認められる。
※平成17年10月時点
電子入札運用開始済＝29都府県
開発中＝11県

○平成17年度には、県の各部局等で管理されている独自サーバに対する不正アクセスの事例が発生していることから、全庁的に取り得る最大限の対策を講じていく必要がある。
　また、個人情報の保護についても、システム上の対策、職員の情報セキュリティ面での意識向上をさらに図っていく必要がある。</td><td>4</td></tr>
</table>

2 目標達成度	○施策の目標指標は「インターネット人口普及率」で、総務省の「情報通信に関する現状報告」の発表値による、県内におけるインターネットを利用している人の割合を用いている。 ○平成16年度の目標値50.2%に対し、実績は40.8%となっている。 （全国平均49.0%、第30位） ※なお、17年7月に発表された最新のデータでは、50.9%となっている。 ○基本事業の数値目標5項目のうち、3項目で目標を達成しているが、2項目で目標が未達成である。未達成の項目は次のとおりである。 ・県に対するワンストップ・ノンストップサービスが可能な申請・届出等の手続き数の割合 目標＝30.0%　実績＝20.2% ・県民ITサポートセンター相談件数 目標＝17,000件　実績＝14,583件 ○総務省による全国消費実態調査の結果は次のとおりである。 パソコン世帯普及率(2004年)： 全国平均＝69.3% 三重県＝74.0%（全国第9位） 携帯電話（PHSを含む）世帯普及率(2004年)： 全国平均＝84.7% 三重県＝86.5%（全国第13位）	○指標は、市場の変化や関心を集める出来事の発生などにより、県の取組以外の要素で変化する可能性の大きいものであるため、各基本事業における取組成果を的確に表すことのできる指標について検討する必要がある。 ○実績値は目標を下回り、さらに前年より低下しているが、県内のブロードバンドや携帯電話の普及率を勘案すると、真に数値が低下しているものとは考えにくいことから、より信頼できる実績値の把握方法などについて検討することが必要である。 ○目標が達成されていない項目については、目標値の設定が適切であるか、取組方法に見直しの余地はないかなどを検証することが必要である。 なお、県民ITサポートセンターの運営が平成16年度で終了していることから、「情報化を支える人づくり」の基本事業については、事業の取組結果が適切に反映できる新たな指標を用い、基本事業の取組状況が表せるよう検討する必要がある。 ○情報通信に関する機器類の県内における普及状況は、概ね全国平均を上回っているものと認められる。	3
3 有効性	○基本事業の寄与度は、「IT（情報通信技術）を活用したサービスの提供」が20%、「ブロードバンド・ネットワーク（高速大容量の情報通信網）の活用推進」が10%、「適切な公共事業情報の提供」が15%、「情報化を支える人づくり」が15%、「情報通信環境づくり」が40%としている。 ○旧総合計画「三重のくにづくり宣言」では、政策に「高度情報化の推進」が位置づけられ、「情報通信基盤の整備と公共サービスの高度化」「情報化を支える人づくり」「魅力あるデジタル情報の提供」の3つの施策で構成されていた。 一方、現総合計画「県民しあわせプラン」では、政策を「県民参画による地域づくりと交流・連携を支える絆づくりの推進」とし、情報化に関する施策を統合、一本化している。	○基本事業「情報通信環境づくり」の割合が高くなっているが、情報セキュリティ対策の取組が含まれていることを考慮すると、妥当な割合であるものと認められる。 ○施策の統合により、情報化に関するマネジメントが一元化され効果的に実施できる体制になっているものと認められる。 なお、同時にそれまで本施策内に位置づけられていた「学校教育におけるIT化の推進」に関する事業が「学校教育の充実」の施策へ移動しているが、情報化を支える人づくりには学校教育での取組が不可欠であることから、メディアリテラシー（※3）フォーラムの共催などを通じ、引き続き連携を図っていく必要がある。 （参考指標）　校内LAN整備率（平成17年3月末現在） 三重県＝39.3%（全国31位） 全国平均＝44.3%	3

○施策を構成する基本事業のうち、「適切な公共事業情報の提供」のみ、県土整備部が所管しているシステムの開発運営事業となっている。

○情報サービス業の人口10万人当たりの事業所数は、周辺県と比較して低位にとどまっている。

	情報サービス業事業所数			ソフト系 IT 産業事業所数		
県名	事業所数	人口10万人当たりの数	全国順位	事業所数	人口10万人当たりの数	全国順位
三重県	34	1.83	45	285	15	34
愛知県	419	5.83	8	1956	27	26
岐阜県	227	10.75	2	392	19	7
静岡県	160	4.22	21	952	25	11
滋賀県	52	3.81	26	177	13	46
福井県	43	5.20	15	243	29	5

○県が運用している各情報システムの中で、県民を対象とし、各部局に共通する情報システムに関する事業については、本施策に位置づけて、総合的なマネジメントを行うことを検討することが必要である。

○情報産業の育成に関する取組については、志摩サイバーベースプロジェクトで見込まれていた成果があげられなかったこと、CATV網の充実が住民の居住地域に重点が置かれていたこと、などからネットワーク整備の効果が情報産業の面からはあまり表れていない状況にある。
　今後は、ネットワークがほぼ整備されたことから、県内の情報産業の育成に寄与するネットワークの活用について、産業振興の担当部局と連携を図りながら検討していく必要がある。

4 経済性・効率性

○情報化推進分野の決算額は次のとおりとなっている。
　平成14年度　＝　4,797,484千円
　平成15年度　＝　1,887,568千円
　平成16年度　＝　1,635,385千円
　※(目)情報対策費の支出済額
　また、総務省調査による、行政情報化に関する経費の状況では、平成15年度における三重県の情報化の経費は約22億円で、全国第9位の額となっている。
　（なお、当該調査は県における行政情報担当課予算のみの集計であり、全庁的な情報化予算を全て集計したものではない。）

○本県の情報化に関する予算額は、年度によりシステムや機器の更新時期が重なるなど、必要とする経費の年度差が大きくなっており、財政面の負担が重くなっているため、今後システム更新時期を調整するなど、経費の平準化を図ることが必要である。

○全庁にわたる情報関連予算について、その内容を把握し、各システムの調達等にかかる支援や助言を行う仕組みづくりを進めている。

○これまでは、各部局独自のシステムについては実態が把握されておらず、全庁的に最適なシステムのあり方を検討することが困難であった。
　今後は、全庁的なシステムの内容を把握し、支援･助言を行うことにより、各システムの効率性、公正性、透明性が高まり、全庁的にシステムの最適化が進むよう取り組むことが必要である。

○県有の汎用電子計算機を廃止し、処理業務を行政WANシステムへの移行や外部への委託を進めることにより効率化を図っている。

○これまでの汎用電子計算機による処理と、外部委託や個別サーバによる処理との、メリット･デメリットを明らかにし、現在のシステムのメリットが十分活用できるようなシステムの最適化を進めていくことが必要である。

2.3

	○平成17年1月21日から電子申請･届出システムの運用を開始している。 　運用開始当初、システムに対応した手続きは274種類である。 　電子申請の受付件数は、17年9月末時点で約2,436件、ID登録者数は約1,355人となっている。 　なお、個人認証の必要な手続きにも対応している。	○電子申請･届出システムについては、利用件数が少ないと、1件あたりの処理コストが多額になることから、利用件数が増加し、システムが活用されることが必要である。そのためには手数料を伴う申請への対応が必須であり、マルチペイメントネットワーク（※4）の構築が求められる。 　出納局作成の「三重県マルチペイメントネットワーク推進基本方針」に沿って、各部局と連携のうえ円滑に導入できるよう取り組んでいくことが必要である。	
	○自宅にインターネット環境がない県民の利用に供するため、公開端末を県庁舎等に計12台設置している。	○各庁舎の公開端末については、利用状況が改善されないことから、端末の設置のあり方について検討が必要である。	
	○ＣＡＬＳ／ＥＣ（※5）の導入により、公共事業のコスト縮減及び公共施設の品質確保･向上を図っている。	○電子入札、電子納品の適用拡大に合わせ、実際にどれだけのコスト縮減が実現されているかを検証していく必要がある。	
5 品質 十分性	○一万人アンケートでは、「情報ネットワーク」に関する満足度、不満度は下記のとおりとなっている。 満足意識　H14：21.6%（4位）　不満意識　H14：16.4%(39位) H15：24.6%（2位）　H15：14.9%(41位) H16：28.2%（10位）　H16：11.0%(44位) H17：31.2%（9位）　H17：10.8%（44位）	○アンケート結果から、「情報ネットワーク」に対する県民の満足度は年々向上し、不満意識は年々減少していると認められる。今後は、ネットワークを介して提供される行政サービスについてのニーズ把握が求められる。	**3.0**
	○県庁舎等に設置している公開端末については、利用率の向上を図るため、平成16年度に機器の機能改善及び操作説明書の設置を行った。	○端末機は導入から5年が経過し、利便性確保の面からはハード･ソフトとも更新すべき状態となっているが、利用状況が芳しくないことから、県民の情報格差の是正への取り組み方について検討が必要である。	
	○ＣＡＬＳ／ＥＣ研修については、運用する職員の理解を高めるための研修を実施している。	○職員の研修受講率及び研修後の理解度は把握されているが、実務において各職員がシステムをどれだけ理解しているかを測り、研修の成果を明確にする必要がある。	
	○県機関では所属作成のホームページを修正するに当たって、スキルを有している職員がいないなどの理由から古い情報がそのまま掲載されているものが見受けられる。	○職員向けの研修やヘルプデスクの機能などを充実させ、各職場で積極的な情報発信ができるよう、職員のスキルが向上できる環境を提供する必要がある。	
	○県ホームページ内の「お知らせ情報」について、開催場所などの位置情報をＧＩＳ(Mie Click Maps)により表示し、情報をより適切に提供できるよう努めている。	○県ホームページで表示されるＧＩＳ地図は、平成12年度時点から更新がされておらず、新しい道路や建物などが示されていないなど、利用者が見てわかりやすいものとはなっていない。 　ホームページでのＧＩＳによる位置情報の提供については、地図の更新が必要である。	

	○障害者の自立を支援するため、平成15年度からIT講習会（チャレンジド講習）を開催している。 平成16年度に開催したＩＴ講習の開催実績 講習の対象者 / 開催箇所数 / 開催講座数 / 参加者数 肢体不自由者 2 10 45 視覚障害者 9 10 27 聴覚障害者 4 6 39 知的障害者 9 17 86	○障害者のITリテラシー向上にかかる取組については、障害者が移動する必要のある講習会などの実施から、在宅で支援が受けられる取組へと見直しの方向にあることから、事業対象者のニーズを常時適切に把握し、より効果的な方法を採用していく必要がある。	
6 計画性	○総合計画「県民しあわせプラン」に掲げられた各施策を進める手段としてITを利活用していくため、新たに「三重県IT利活用の基本方針」を平成17年6月に策定した。 この方針は、外部有識者による「三重県におけるIT利活用に係る有識者懇話会」からの提言（H16.9.3）を踏まえて策定したものである。 ○志摩地域に海底ケーブルが陸揚げされたことを契機に、平成12年にプランニングされた「志摩サイバーベース・プロジェクト」については、プロジェクトを取り巻く環境の変化により、需要の予測が当初見込みと異なる状況となっている。 プロジェクトの各事業については、推進体制の縮小やIT企業育成施設の閉鎖など見直しを行った。 また、プロジェクトの推進役として設立された第三セクターである株式会社サイバーウェイブジャパン（CWJ）については、一部事業の撤退や営業譲渡を行うとともに、減資を行い累積欠損金を一掃している。 ○電子入札、電子納品等のＣＡＬＳ/ＥＣの取組については、「三重県ＣＡＬＳ／ＥＣアクションプログラム」を策定し、整備のスケジュールを明らかにしている。	○これまでは、平成9年に策定された「21世紀三重情報化社会推進プラン」を運用し続けていたことから、環境の変化を踏まえ、外部の意見を採り入れて新たな方針を明らかにしたと認められる。 ○今後、基本方針がどれだけ実現されているかを把握して施策の展開に反映させていくべきものであり、進捗度や達成度が客観的に評価できる仕組みを構築していく必要がある。 ○「志摩サイバーベース・プロジェクト」については、その後の環境変化を想定できなかったことから、投資された行政資源に見合う効果が発現されていない状況となっている。 これまでのプロジェクトの取組を総括し、成果と課題を明らかにし、今後このような取組が行われる際には、同様の事態を招かないよう、検証しておく必要がある。 また、CWJに対しては、CWJが県内のIT戦略において果たすべき役割などについて改めて検討を行い、県の出資のあり方、支援の考え方等について明らかにする必要がある。 ○これまでの取り組みはほぼ予定どおり進捗していると認められる。今後は利便性の向上などシステムのバージョンアップを行っていくことが求められる。	**2.9**
7 行政活動充実度	○電子申請等の市町村システム共同運営については既に15都県で実施されている。 三重県では、平成14年1月に「三重県電子自治体推進連絡協議会」を組織し、共同化についての検討を行ってきた。 17年3月には「三重県電子自治体情報システム共同化基本構想報告書」をまとめている。	○三重県では共同化の推進組織設立は全国で5番目と早かったものの、システム導入予定は平成18年度以降となっており、検討にかなりの時間を要している。 今後、システムが速やかに導入できるよう市町村と連携し、取り組むことが必要である。	

	○県内市町村の情報セキュリティポリシー策定状況は平成17年4月1日現在で85.1%となっている。 　県では、市町村職員に向けた情報セキュリティポリシー策定支援研修を実施し、平成16年度は計5回延べ44名の参加者があった。	○県や市町村がネットワーク化されることにより、一部の団体におけるシステムの脆弱性が全体のセキュリティの水準に影響を及ぼすことが懸念される。 　県内市町村のうち、情報セキュリティポリシーが策定されていない団体が平成17年7月1日現在で7団体あることから、速やかに策定されるよう、働きかける必要がある。	
	○県民のITリテラシー向上のため、県民ITサポートセンターをNPOと協働で設立し、平成16年度まで運営を行った。 　また、ITを活用した障害者の自立支援の取組において、生活部や健康福祉部との連携や民間組織「eふぉーらむ」との連携を図っている。	○ITを活用した障害者の自立支援を行う事務事業の目標が達成されておらず、十分な成果が出ていない状況にあるため、関係各部との役割分担や連携のあり方について検討する必要がある。 　また、「eふぉーらむ」など関係団体との、より良い連携のあり方についても検討する必要がある。	**3.0**
	○県内市町村における電子入札については、既に松阪市で平成16年4月から本格実施されている。 　しかし、県のシステムとは異なるプログラムを使用しているため、同じパソコンに双方のシステムをインストールして電子入札を行うと不具合を生じる可能性があることから、それぞれ別の機器を使用するよう求めている。	○松阪市内の受注者にとっては、機器を2種類用意する必要があるなど、電子入札への対応が煩雑になっている面があるため、今後の市町村へのシステム導入に当たっては、利便性が損なわれないよう、プログラムの共通化などについて連携し検討することが必要である。	
	○県の情報化を推進するため、「三重県IT／BPR戦略推進本部」を設置し、部局横断的な情報化施策を展開している。	○県内の情報産業の育成、支援を進めるため、産業政策部門との連携をさらに強化する必要がある。	
	○セキュリティ対策の観点から、警察庁セキュリティポータルサイトからの情報を庁内に周知している。	○インターネット犯罪から県のIT財産を保全するという観点からも、情報共有、連携を充実することが必要である。	

※1 ファイアウォール：Firewall
　ネットワークの内部と外部の境界に設置して通信を監視し、許可されない通信を遮断することによって、セキュリティを高める装置。

※2 セキュリティポリシー：Security Policy
　安全を確保するために何をどのように守るかを決めた方針。「情報セキュリティポリシー」は情報資産、情報ネットワークのセキュリティを確保する際に、守るべき範囲、それに必要となる対策、規約等を定めたものをいい、これに則ってシステムの構築と運用を行う。
　また、運用に即した定期的な見直しが必要となる。

※3 メディアリテラシー：Media Literacy
　情報が流通する媒体（メディア）を使いこなす能力。メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいは、メディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のこと。

※4 マルチペイメントネットワーク：Multi Payment Network
　官公庁、地方公共団体及び民間企業等の収納機関と金融機関等を通信回線で結び、公共料金等（電話・ガス等の料金や税金）を、インターネット等を通じたパソコン、携帯電話、ATM等の金融機関の各チャンネルを利用して納付することができるようにし、その納付がされた時に当該納付に係る情報が金融機関から収納機関に通知されるサービスを提供するもの。

※5 CALS／EC (Continuous Acquisition and Life-cycle Support/Electronic Commerce)
　継続的な調達とライフサイクルの支援／電子商取引
　公共事業のIT化の意で用いられる。

前回監査（評価）からの改善状況

前回監査年度			総合判定		評点合計		改善状況の評価
	平成14年度	情報通信基盤の整備と公共サービスの高度化		A		27.0	
	平成14年度	魅力あるデジタル情報の提供		B		21.9	
	平成15年度	情報化を支える人づくり		C		20.3	

総括意見	総括意見の概要	改善状況	改善状況の評価
総括意見	**1 高速大容量通信基盤整備の先進的な取組** 平成14年度末には、ブロードバンド利用可能エリアは99%となり、全国で初めて県内全市町村に高速大容量通信網が整備される見込みであり、今後は、整備された高速大容量通信網の利活用度を表す数値目標も併設し進行管理を行われたい。	利活用の状況を表すため、「県に対するワンストップ・ノンストップサービスが可能な申請・届出等の手続き数の割合」や「ブロードバンド普及率」を基本事業の指標として用いている。 新たに運用を開始した電子申請システムについては、今後、利用率を目標管理していくことが必要である。	対応済み
	2 情報共有化の取組 平成16年度から利用される予定の電子申請などのワンストップサービスの効果を向上するためには、システムの構築・計画段階から県民及び市町村職員等との情報共有を図り、情報提供方法の浸透と提供情報の充実に取り組まれたい。	市町村における行政サービスのシステム化については、平成17年3月に「三重県電子自治体情報システム共同化基本構想」が策定され、県と市町村が共同して取り組む今後のスケジュールや優先してシステム化に取り組む手続きなどを明らかにしている。 今後はこの構想に基づきシステム導入を進めていくことが必要である。	改善に着手
	3「21世紀三重情報化社会推進プラン」の見直し 策定以来7年が経過している「21世紀三重情報化社会推進プラン」については、進捗状況の把握と成果の検証を行い、プランの見直しをされたい。	平成15年度に設置された「三重県におけるIT利活用に係る有識者懇話会」からの提言に基づき、17年6月に「三重県IT利活用の基本方針」が策定されている。	対応済み
	4 費用対効果の把握と検証 IT革命に対応するため、三重県IT／BPR戦略推進本部を設置し、「21世紀三重情報化社会推進プラン」等の計画に基づき県民への情報提供が進められているが、多岐にわたる情報化施策について、全体的な事業費の把握と成果の検証を行い効果的・重点的に取り組まれたい。 なお、行政情報提供等のため県庁舎等に設置されている公開端末が有効に活用されるために、利用状況や利用者の意見を把握し、事業の見直しや活用の促進に取り組まれたい。	「三重県におけるIT利活用の基本方針」の策定にあたり、庁内の既存システムの現状調査が行われている。また個別システムの開発や変更などの相談を受け付けるなど、情報化分野が管理する以外のシステムへの支援を進めている。 今後は、全庁のシステムを把握することにより、経済的かつ効率的なシステム運用が行えるよう、全体最適化への取組の推進が必要である。 公開端末については、県民が利用しやすいよう取扱説明書の設置や案内表示の改善などを行っているが、利用状況は低調である。公開端末の必要性や県民ニーズなどについて検証し、今後の方針を明らかにすることが必要である。	改善に着手
	5 電子県庁システムの有効性と効率性等の確保 電子県庁システムの構築にあたり、システムの経済性、効率性、有効性や安全対策などを、全庁的なレベルで確保する専門的な体制をつくり、システムの企画から設計、開発、検証と安全性を一貫してマネジメントできる体制を構築されたい。	平成16年4月から、部局横断的・総合的なコーディネートを行う情報政策監を設置し、さらに17年4月からは情報セキュリティ特命監を設置している。また、三重県情報セキュリティポリシーを17年度に見直している。	改善に着手

※前回の監査（評価）は「三重のくにづくり宣言」の施策体系に基づき実施し、今回実施する「県民しあわせプラン」の施策体系に基づく評価とは構成する事業が異なるため、関係意見を抜粋しています。

施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン戦略計画　221～223 頁
県政報告書　140～141 頁

施策番号	532
施策名	快適で豊かな農山漁村づくり
施策の目的	農山漁村が、多様な地域資源を活かした魅力ある地域になっている

主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
農水商工部	農山漁村での交流人口（人）	目標	80,000	81,000	82,000
		実績	80,436	―	―

基本事業名	主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
1 生産と生活の調和のあるむらづくり	農水商工部	集落排水整備率（%）	目標	38.5	42.0	42.0
			実績	38.5	―	―
2 多様な交流によるむらの活力づくり	農水商工部	中山間地域の交流人口（人）	目標	59,000	59,900	60,700
			実績	60,740	―	―

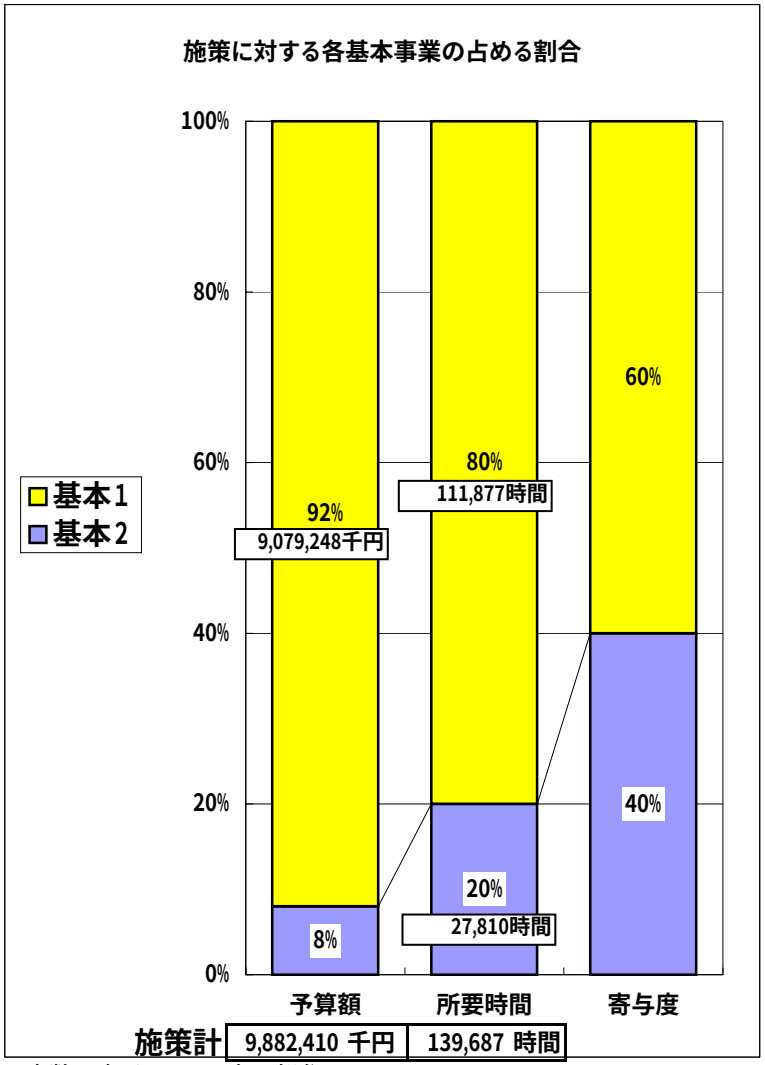

※実数の表示は10%以上の部分

行政監査（評価）結果

1．総括意見

1 中山間地域における事業の推進

中山間地域において若者人口の減少や高齢化が進むとともに耕作放棄地が増加する中にあって、地域の生活環境等の向上を図るため、生産基盤や生活環境基盤を整備したり、都市との交流を進めるため、体験施設等の整備や地域づくりを促進しているが、中山間対策事業の一層効果的な推進に努められたい。

また、目標指標について、施策の効果をより適切に検証できる指標を検討されたい。

2 山村振興特別対策事業による施設の活用促進

山村振興特別対策事業では、地域の特性を生かした農林漁業の振興や、都市との交流を促進するため、農林水産物の処理加工施設や生産物直売･食材供給施設、住民センター等の整備に対して支援しているが、施設の利用が当初計画の目標を大きく下回っているものがある。

そのため、ＰＲによる施設の活用を促進するとともに、計画時にあっては利用者ニーズのより的確な把握が行われるよう、市町村に対し助言･支援を行い、事業効果が十分発揮されるよう努められたい。

3 農用地の多面的機能の確保

耕作放棄地の増加により農地の水源涵養･洪水防止等の多面的機能の低下が懸念されている地域において、協定に基づき5年以上継続される農業生産活動に対して中山間地域等直接支払交付金が支払われている。

平成16年度の対象農地面積に対する協定の締結面積は1,270haで、締結率は65％であるが、締結率80％以上の市町村が9市町村ある一方で、20％未満の市町村も8市町村あるなど、地域によって大きな差が出ているので、締結率の低い地域については、その要因を分析し、事業の一層の推進を図られたい。

4 住民が主体となった地域づくりの推進

心豊かな里づくり支援事業では、地産地消の一環として平成16年度から3カ年、研究会･現場研修やモデル地域への支援を行いながら、農林水産物やサービスを県民に体験したり味わってもらったりできる地域（里）づくりを推進している。

16年度は3地区（勢和村･宮川村･伊賀市）のモデル地域で実施しているが、住民が主体となった活動として定着するとともに、他の地域にも取組が広がるよう推進されたい。

参考指標

○中山間地域等の高齢化率

（単位：％）

地域		S.60	H．2	H．7	H.12	H.15
三重県	全域	12.1	13.6	16.1	18.9	20.5
	中山間	15.2	17.5	20.8	24.1	25.8
全国		10.3	12.0	14.5	17.3	19.0

※各年10月1日現在

○耕作放棄地の状況

地域	区分	H．7	H.12
三重県	耕地面積(ha)	56,185	48,548
	放棄地面積(ha)	2,858	3,653
	（内訳）田	1,525	2,129
	（内訳）畑	1,119	1,338
	（内訳）樹園地	214	186
	放棄地率(％)	5.1	7.5
東海3県		4.9	6.0
全国		3.8	5.1

○中山間地域等直接支払制度の集落協定締結状況

地域機関管内別の集落協定締結状況

桑名	四日市	津	松阪	南志	伊賀	紀北	紀南
91%	100%	64%	55%	42%	82%	100%	23%

※平成16年度

○一万人アンケート

「農山漁村づくり」に関する満足意識　（単位：％）

区分	H.15	H.16	H.17
満足意識（順位）	7.3(35位)	8.4(37位)	9.9(36位)
不満意識（順位）	31.7(14位)	21.1(28位)	22.6(24位)
調査項目数	47	44	44

2．総合判定及び施策･基本事業の評点結果

○施策の評点

総合判定
C
評点合計
20.2 /35

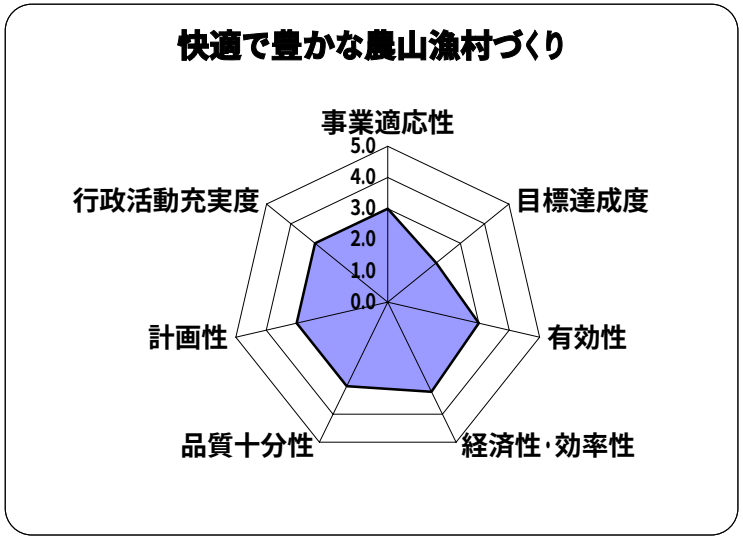

○目標指標は、観光レクリエーション入込客数推計書に基づき、農山漁村地域の市町村内にある施設等を一律に対象としており、施策の達成状況を表しているとは言い難い。（目標達成度）

○農業集落排水施設の整備について、厳しい財政事情の下、従来の制度に替えて新しい助成制度を創設し、より多くの新規案件に対応できるようにしている。（経済性･効率性）

○山村振興等特別対策事業による施設で、利用等の目標達成率が当初計画を大きく下回っているものがある。（経済性･効率性）

○基本事業の評点

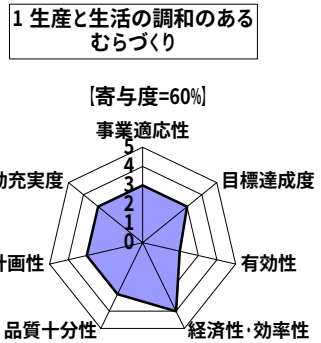

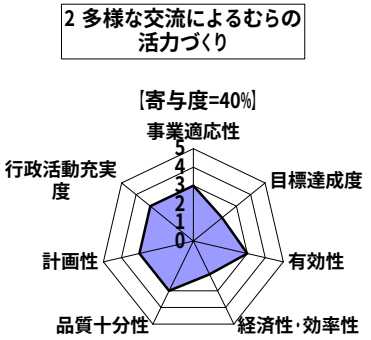

3 施策の現状及び評価区分の内訳

<table>
<tr><th>評価区分</th><th>施策の現状等</th><th>評 価 結 果</th><th>評点</th></tr>
<tr><td>1 事業
適応性</td><td>
○国では平成14年度から、国民の希望する新しいライフスタイルを実現する重要な要素として農山漁村での生活や活動を位置付け、都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現を目指し、「都市と農山漁村の共生･対流」を推進している。

○中山間地域では、就労機会の不足や生活環境面の遅れなどにより、若者人口の減少や高齢化が進むとともに、耕作放棄地が増加している。

○農業集落排水事業では、農村の生活環境の向上を図るため、生活排水施設の整備に取り組む市町村に助成し、「生活排水処理アクションプログラム（三重県生活排水処理施設整備計画）」により進捗管理を行っている。
農業集落排水施設整備率の推移　（単位：%）
<table>
<tr><th>年　　度</th><th>H.12</th><th>H.13</th><th>H.14</th><th>H.15</th><th>H.16</th></tr>
<tr><td>目　標</td><td>29.9</td><td>32.2</td><td>34.2</td><td>40.1</td><td>40.6</td></tr>
<tr><td>整備率</td><td>30.1</td><td>33.1</td><td>36.1</td><td>38.9</td><td>40.6</td></tr>
</table>
※アクションプログラムの要整備人口に対する整備率（人口ベース）

○農村振興総合整備事業及び中山間地域総合整備事業では、地元の提案に基づき、ほ場等の生産基盤と農業集落道等の生活環境基盤とを総合的に整備している。中山間地域総合整備事業は、特に整備の遅れている中山間地域を対象とし、補助率を嵩上げしている。これらの事業は、受益面積等により事業主体が県又は市町村となる。

○水環境整備事業では、ため池や水路等の農業水利施設と一体となった生態系保全施設や親水景観保全施設、利用保全施設の整備を行っており、現事業の事業主体はすべて県である。
（整備例）水質浄化施設、広場、遊歩道、魚道
</td><td>
中山間地域の人口・高齢化率・耕作放棄地の推移
<table>
<tr><th>年度</th><th></th><th>H．2</th><th>H．7</th><th>H.12</th><th>H.15</th></tr>
<tr><td>人口（千人）</td><td>県全域</td><td>1,793</td><td>1,841</td><td>1,857</td><td>1,864</td></tr>
<tr><td></td><td>中山間</td><td>449</td><td>449</td><td>432</td><td>434</td></tr>
<tr><td>高齢化率（%）</td><td>県全域</td><td>13.6</td><td>16.1</td><td>18.9</td><td>20.5</td></tr>
<tr><td></td><td>中山間</td><td>17.5</td><td>20.8</td><td>24.1</td><td>25.8</td></tr>
<tr><td>耕作放棄地(ha)</td><td>耕　地</td><td>59,541</td><td>56,185</td><td>48,548</td><td>―</td></tr>
<tr><td></td><td>放棄地</td><td>3,258</td><td>2,858</td><td>3,653</td><td>―</td></tr>
</table>
※耕作放棄地は、過去1年間作付けせず、今後作付けする意志のない土地

○集落排水施設整備について、市町村の意向によるところが大きく、また厳しい財政事情や、地域によっては過疎化･高齢化の状況にある。このような中、事業着手が遅れている地域については、市町村の主体的な取組が促進されるよう、働きかけていく必要がある。

○農村振興総合整備事業や中山間地域総合整備事業は、受益面積や事業費により事業主体が県又は市町村等となるが、県による事業の実施に当たっても、積極的な関わりを促すよう取り組む必要がある。
工事費の負担割合　（単位：%）
<table>
<tr><th>実施主体</th><th colspan="3">県</th><th colspan="3">市町村等</th></tr>
<tr><th>負担者</th><th>国</th><th>県</th><th>市町村等</th><th>国</th><th>県</th><th>市町村等</th></tr>
<tr><td>中山間地域総合整備事業</td><td>55</td><td>30</td><td>15</td><td>55</td><td>20</td><td>25</td></tr>
<tr><td>農村振興総合整備事業</td><td>50</td><td>25</td><td>25</td><td>50</td><td>15</td><td>35</td></tr>
</table>
</td><td>3</td></tr>
</table>

	○農山漁村と都市との交流を促進するため、農林水産物の処理加工施設等の整備（山村振興特別対策事業）や、漁業体験の開催や交流促進施設の整備等（新グリーンツーリズム総合推進事業）に対して助成している。 　また、心豊かな里づくり支援事業では、平成16年度から3カ年、3地区をモデル地域として、県民・地域・行政が一体となった地域（里）づくりを推進し、研究会や現場研修を行っている。 ・モデル地域　勢和村・宮川村・伊賀市（島ヶ原村） ○中山間地域等直接支払事業では、耕作放棄地を防ぎ、災害の防止や安らぎの場の提供などいわゆる多面的機能を確保するため、農業生産活動や多面的機能を増進する活動を5年間継続する集落等に交付金を支払っている。 地域機関管内別の集落協定締結状況 ※平成16年度	○心豊かな里づくり支援事業では、応募によるモデル地域を対象に、平成16～17年度は支援事業、18年度は成果の検証を行うこととしているが、住民が主体となった活動として定着するよう取組を進める必要がある。 ○平成17年度から次期対策（～21年度）となり、農業生産活動等の体制整備に向けた取組を推進することとしており、地域の自律的・継続的な活動となるよう努める必要がある。 ※中山間地域とは、地理的・社会的諸条件が他地域に比べ不利な地域を指し、一般的には次の2つの分類が使われている。 　①地域振興関係5法（山振法・過疎法・半島法・離島法・特定農山村法）の指定地域（36市町村が対象地域を有する） 　②農林水産統計の農業地域類型区分の中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域（21市町村及び16旧市町村が対象）	

桑名	四日市	津	松阪	南志	伊賀	紀北	紀南
91%	100%	64%	55%	42%	82%	100%	23%

2 目標達成度	○施策の目標指標は「農山漁村での交流人口」で、農山漁村地域における1日当たりの交流人口としており、「観光レクリエーション入込客数推計書」から算出している。 ※ここでの農山漁村地域は、農林統計区分の都市的地域以外の平地農業地域・中間農業地域・山間農業地域に指定されている市町村としている。 ○平成16年度の目標80,000人に対して、実績は80,436人である。 ○施策を構成する基本事業の目標指標2項目は目標を達成している。 ・集落排水整備率　実績38.5%（目標38.5%） ・中山間地域の交流人口　実績60,740人（目標59,000人） ※ここでの中山間地域は、農林統計区分の中間農業地域・山間農業地域に指定されている市町村としている。	○目標指標は、観光レクリエーション入込客数推計書に基づき、農山漁村地域の市町村内にある施設等を一律に対象としており、施策の達成状況を表しているとは言い難いので、より適切に検証できる指標を検討する必要がある。 ○施策及び構成する基本事業の目標は達成している。	**2**
3 有効性	○施策を構成する2つの基本事業の寄与度は、「生産と生活の調和のあるむらづくり」を60%、「多様な交流によるむらの活力づくり」を40%としている。 ○集落排水整備率を目標指標とする基本事業「生産と生活の調和のあるむらづくり」に漁業集落排水にかかる事業を位置付けていない。	○基本事業は、「生産と生活の調和のあるむらづくり」が基礎的条件である生活環境面での整備として、「多様な交流によるむらの活力づくり」が資源を生かした地域づくりとして、それぞれ施策の目的を達成するために有効である。 ○当該基本事業の構成事業について再考する必要がある。	**3**

4 経済性・効率性

○中山間地域の振興を目的とする山村振興等特別対策事業では、農林水産物処理加工施設や、住民センター等の高齢者等活動･生活支援促進機械施設、地域農産物等活用型総合交流促進施設を整備している。
　事業で整備した施設の達成状況は、事業終了後3回国へ報告することとなっており、また県では平成15年度定期監査での指摘のあった施設の利用状況等の報告を求めている。

平成16年度調査の主な施設の利用率（山村振興特別対策事業）

市町村	事業内容	事業年度	利用率 区分	H14	H16
大紀町（紀勢町）	地域農産物等活用型総合交流促進施設				
	直販施設・食材供給施設等	H10～12	利用人数	25.5～69.8%	28.6～66.2%
			利用日数	102.3～464.1%	102.3%
			販売額	23.3%	36.6～36.9%
白山町	滞在型体験農園施設	H10～13	利用棟数	84.0%	59.1%
			利用日数	100.0%	100.0%
美杉村（多気）	高齢者等活動・生活支援促進機械施設	H12～13	利用人数	41.7%	60.2%
			利用日数	63.9%	120.2%
美杉村（下之川）	〃	H13	利用人数	72.0%	167.0%
			利用日数	76.0%	109.0%
紀北町（海山町）	農林水産物処理加工施設	H13	販売額	－	45.4%
			出荷量	－	27.9%
	女性・若者等活動促進施設	H14	利用料	－	21.5%
			利用者数	－	37.6%
			利用日数	－	83.6%

○施設の利用等の目標達成率で当初計画を大きく下回っているものがあるので、改善が図られるよう、また計画時にあっては利用者ニーズのより的確な把握が行われるよう、市町村に対し助言･支援を行い、事業効果が十分発揮されるよう努める必要がある。
　また、施設供用後は、ＰＲによる利用促進を市町村に働きかけていく必要がある。

○広域農道をはじめ農道整備事業は、用地確保の難しさから工期が長期化し、進捗が遅れている地区がある。
　現在施工中の農道の完了予定が当初予定から5年以上遅れているものは、広域農道で6地区のうち2地区、農免道路で5地区のうち3地区、一般農道で5地区のうち1地区となっている。

現在施工中の広域農道

地区名	着工年度	完了予定年度 当初	現状	延長（km）	進捗率（%）
北勢南部（ﾌﾗﾜｰﾛｰﾄﾞ）	S.55	H．7	H.18	12.6	95.0
伊賀2期（ｺﾘﾄﾞｰﾙ）	H．1	H.18	H.18	17.7	91.5
伊賀3期（ｺﾘﾄﾞｰﾙ）	H．4	H.18	H.20	11.9	80.6
中勢3期（ｸﾞﾘｰﾝﾛｰﾄﾞ）	H．7	H.15	H.21	52.0	43.4
中南勢	H.11	H.21	H.21	7.8	13.6
中南勢2期	H.12	H.22	H.22	6.8	33.3

※進捗率は平成16年度末現在

○農道整備の中には当初の完了予定から大きく遅れているものがあるので、事業効果をより早く出すよう、関係市町村や地元との連携を図り、早期完成に努める必要がある。

○農業集落排水事業では平成15年度、従来の県費上乗せ補助制度に替えて、市町村の下水道債償還金に対する助成制度を創設している。

○農業集落排水施設の整備について、厳しい財政事情の下、より多くの新規案件に対応できるようにしている。

3.2

5 品質十分性

○県が事業主体の農道等の公共事業について、実施要綱に基づき、事業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業や、事業完了後一定期間を経過した事業を対象に評価を行っている。
（農道の平成16年度再評価）
・広域農道　1地区、農免道路　1地区、ふるさと農道　3地区

○農道については平成16年度、5件の事業を対象に進捗状況と今後の見込み、社会経済状況の変化等に関して再評価を実施し、その結果を評価審査委員会に諮るとともに、インターネットで公表している。

○中山間地域等直接支払事業では、協定に基づき5年以上継続される農業生産活動に対して交付金を支払っている。平成16年度の対象農地面積に対する協定（市町村長認定）の締結面積は1,270haで、締結率は65%であるが、締結率80%以上の市町村が9ある一方で、20%未満の市町村も8あるなど、地域によって大きな差が出ている。
・締結率20%未満の市町村
久居市・多気町・度会町・御浜町・紀宝町

○協定締結率の低い地域については、その要因を分析し、事業の一層の推進を図り、効果的な実施に努めていく必要がある。

○ふるさと水と土保全対策事業（基本事業42203の再掲事業）では平成14～16年度、基金（国1/3・県2/3）により、県内4地域でふるさと保全活動への参画を希望する都市住民を“パートナー”（64名）として受け入れる地域間交流を促進してきた。実施に当たって、取組地域が目標の10地域に対して4地域にとどまっている。
取組地域：美杉村・宮川村・伊賀市（青山町）・紀北町（紀伊長島町）

○平成17年度から、ふるさと水と土農村環境創造事業として、農村の景観の保全・創造等への取組を支援していくこととしているが、従前の取組を踏まえ、一層の効果が出るよう支援していく必要がある。

3.0

○平成17年度実施の「一万人アンケート」では、「農山漁村の生活基盤が整備され、住民や訪れた人々にとって魅力ある地域になっていること」とする「農山漁村づくり」の項目について、「不満意識」は22.6%となっている。

一万人アンケート
「農山漁村づくり」に関する満足意識　（単位：%）

	H.15	H.16	H.17
満足意識	7.3	8.4	9.9
不満意識	31.7	21.1	22.6
尾鷲	50.9	40.6	40.7
熊野	50.0	37.2	34.5

○平成15年度と比較すると、満足意識の率は上がり、不満意識の率は下がっているが、尾鷲・熊野地域では他の地域と比べて依然と高いので、不満が解消されるよう、事業を効果的に推進する必要がある。

※「満足意識」は、「満足」「どちらかといえば満足」と答えた人の率の計、「不満意識」は「不満」「どちらかといえば不満」と答えた人の率の計

<table>
<tr>
<td>6 計画性</td>
<td>○農業･漁業集落排水施設のほか、下水道、合併処理浄化槽等を含めた生活排水処理施設については、環境森林部･県土整備部との共同による「生活排水処理アクションプログラム」により進捗管理を行っている。
生活排水処理施設の整備状況　（単位：%）
<table>
<tr><th></th><th>農・漁業</th><th>下水道</th><th>浄化槽</th><th>その他</th><th>計</th></tr>
<tr><td>三重県</td><td>4.3</td><td>35.7</td><td>25.0</td><td>0.2</td><td>65.3</td></tr>
<tr><td>全　国</td><td>2.7</td><td>68.1</td><td>8.4</td><td>0.3</td><td>79.4</td></tr>
</table>
※整備率は「各整備人口／人口」（平成16年度末）
※「農・漁業」は農業・漁業集落排水施設等</td>
<td>○集落排水施設整備については、進捗管理を行いながら、計画的に推進されるよう努める必要がある。
　なお、アクションプログラムについては平成17年度、農水商工部･環境森林部･県土整備部で見直しを行っている。</td>
<td>3.0</td>
</tr>
<tr>
<td>7 行政活動充実度</td>
<td>○丹(に)と神の道ネットワーク推進事業（平成15～17年度）では、ＮＰＯ等が中心となって、伊勢本街道沿いの中山間地域（飯南町（現松阪市）･多気町･勢和村）のさまざまな資源をネットワーク化し、地域内外の交流促進と個性ある地域づくりを進めている。
　15年度は「丹と神の道ネットワーク活性化推進協議会」を立ち上げ、16年度は周遊コースマップづくりを支援している。17年度は語り部や案内人の資質向上に取り組む予定である。

○心豊かな里づくり支援事業では、地産地消の一環として、農林水産業のもつ機能（ものやサービス）を県民に体験したり味わってもらったりできる地域づくりを推進している。

○県営水環境整備事業による施設については、整備後、市町村等が譲り受け、その維持管理を行っている。
（整備例）水質浄化施設、広場、遊歩道、魚道</td>
<td>○事業としては平成17年度が最終年度であるので、地域が主体となった取組が今後も継続して行われるような環境づくりに努める必要がある。

○事業の推進に当たって、地産地消の実施機関と連携して取り組んでいく必要がある。

○利用者の増加に伴い維持管理費用の増大が予想されるので、施設の利用促進を図る観点から、市町村や農業関係者等による維持管理が継続されるよう働きかけていく必要がある。</td>
<td>3.0</td>
</tr>
</table>

前回監査（評価）からの改善状況

前回監査年度	平成15年度	評価結果	総合判定　C	評点合計　20.6	改善状況の評価
総括意見	総括意見の概要	改善状況			
	1 環境変化に対応した事業の展開 農山漁村地域において、若者人口の減少や過疎化、高齢化に加え耕作放棄地が増加する中、従来の補助事業の枠組みにとらわれず、地域の主体的な取組が一層推進できるよう、環境変化に対応した事業の展開を行われたい。	従前の「ふるさと水と土保全対策事業」に加え、「心豊かな里づくり支援事業」で平成16年度から18年度、3地区をモデル地域として、県民・地域・行政が一体となった地域（里）づくりを推進している。 また、丹(に)と神の道ネットワーク推進事業では15年度～17年度、伊勢本街道沿いのさまざまな資源のネットワーク化を支援している。		**改善に着手**
	2 グリーンツーリズムの進展に対応した総合的な事業の構築 グリーンツーリズムを推進するには、都市住民の多様なニーズの把握、農山漁村から都市への情報発信とそれを支える人材の育成、魅力ある農山漁村空間の環境整備が必要であり、市民農園の開設等で特区の活用を検討するなど、総合的な事業の構築を進められたい。	「心豊かな里づくり支援事業」では平成16年度、「地産地消ネットワークみえ」の会員を対象に交流ニーズ調査を、市町村担当者を対象に意向調査を実施したり、メールマガジンを発行したりしている。 なお、市民農園については特区活用によるものはないが、17年9月、法改正により自治体・農協以外も市民農園を開設できるようになった。		**改善に着手**
	3 生活排水整備事業等における地域格差の解消 農業及び漁業集落排水整備事業の着手が遅れている地域について、市町村と連携して円滑に進めていくとともに、関係部の間で調整を図りながら事業を進めていく必要がある。また、一万人アンケートによる不満意識が高いので、アクションプログラムの見直しの中で不満の解消を図るよう、事業の執行について工夫することが必要である。	アクションプログラムについては平成17年度、農水商工部・環境森林部・県土整備部で見直しを行っている。 また、農業集落排水事業では15年度、漁業集落排水排水事業では16年度、従来の県費上乗せ補助制度に替えて、市町村の下水道債償還金に対する助成制度を創設し、より多くの新規案件に対応できるようにしている。 一万人アンケートによる不満意識は、15年度31.7%から17年度22.6%になっている。		**検討に着手**
	4 農山漁村地域における公共基盤整備事業等の効果的な推進 集落排水事業、農道整備事業等の実施にあたっては「公共事業評価システム」を、また新規事業の実施においては「農林水産主要事業評価システム」を活用しているが、今後、一層計画的、効率的な事業実施を行うとともに、事後評価対象以外の事業についても、成果確認のしくみを検討されたい。	県事業の実施に当たっては、工法等の見直しによりコストを縮減している。（平成15年度　縮減額・率 722,295千円・8.6%） 事後評価は、15年度から一定規模以上の事業（農道の場合、事業費7億円以上かつ延長3km以上）を対象に実施している。		**検討予定**
	5 地域住民主体による活性化施設づくり 山村振興等特別対策事業において、一部施設については補助効果が十分に発揮されていないものがあるので、計画づくりの段階において、地域住民の意向を十分反映させるとともに、十分検討を行ったうえで事業に取り組む必要があり、また、地域住民が主体となって地域づくりをめざしていくよう支援されたい。	平成15年度の利用率等が低い施設について現地調査を行ったほか、16年度の事業計画の承認に当たり、必要性等についてチェックリストに基づき審査している。 なお、事業効果が十分発揮されていない施設について17年度、改善施設を指定し、現地調査を行うとともに、改善計画の作成を求めることとしている。		**改善に着手**

※前回の監査（評価）は「三重のくにづくり宣言」の施策体系に基づき実施し、今回実施する「県民しあわせプラン」の施策体系に基づく評価とは構成する事業が異なるため、関係意見を抜粋しています。

○ 重点プログラムにおける当施策関連事業の評価

重点プログラム	重点プログラム名	元気　6　地産地消定着による地域産業活性化プログラム	主担当部局名	農水商工部	「県政報告書」の頁	224～225頁

重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名	平成16年度 目標	平成16年度 実績
県内農林水産業の持つ魅力を十分生かした農林水産物などを県民に届けるための供給側の取組が活性化されるとともに、県民の地産地消運動に対する理解が深まります。	心豊かな里づくり支援事業	県民と地域が協働した交流活動の取組地区数（累計）	3地区	3地区
	※その他当施策外の事業　5事業			

当施策関連事業	現状	評価
関連事業の目標達成度・有効性等	○心豊かな里づくり支援事業では平成16年度から3カ年、3地区をモデル地域として、研究会や現場研修を行っている。 事業は、農林水産業のもつ機能（ものやサービス）を県民に体験したり味わってもらったりできる地域（里）づくりを、県民・地域・行政が一体となって推進している。 ・モデル地域　勢和村・宮川村・伊賀市（島ヶ原村）	○応募によるモデル地域を対象に、平成16～17年度は支援事業、18年度は成果の検証を行うこととしているが、17年度11地区、18年度21地区での展開を目標としており、地域が主体となった活動として定着するよう取組を進める必要がある。 また、地産地消の一環として、地産地消の実施機関と連携して取り組んでいく必要がある。

重点プログラム	重点プログラム名	くらし　1　地震に備えみんなでつくる安全・安心プログラム	主担当部局名	防災危機管理局	「県政報告書」の頁	230～234頁

重点プログラムの目標	当施策関連事業	事業目標名	平成16年度 目標	平成16年度 実績
「三重地震対策アクションプログラム」に基づき、地震から命を守ることに重点を置いて県民の皆さんや市町村と共に津波に対する避難対策、建物の耐震化対策、緊急輸送路・避難路の整備を進めます。	県営中山間地域総合整備事業	対象地区内の集落道整備率	42%	44%
	団体営農村総合整備事業			
	揮発油税財源身替農道整備事業（緊急輸送路関連道路）	農道供用率（整備対象路線）	76%	70%
	広域農道整備事業（緊急輸送路関連道路）			
	※その他当施策外の事業　19事業			

当施策関連事業	現状	評価
関連事業の目標達成度・有効性等	○県営中山間地域総合整備事業では平成16年度、測量設計・用地買収を実施し、17年度以降集中的に工事を実施することとしたので、対象地区である志摩地区の集落道整備率は0%（目標9%）であったが、団体営事業では、伊勢2期地区の整備率は59%（目標53%）で、2地区を合わせた整備率は目標を達成している。 また、揮発油税財源身替農道は、いなべ市丹生川中地区で0.5kmを、広域農道は伊賀2期・3期地区で1.7kmをそれぞれ整備しているが、両事業による農道供用率は70%と目標の76%を達成できていない。	○揮発油税財源身替農道整備事業及び広域農道整備事業の農道供用率は、15年度（64%）から12ポイントアップの目標76%に対して実績70%と6ポイントアップにとどまっており、緊急輸送路関連道路の整備は目標達成に重要であるので、一層推進する必要がある。

施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン戦略計画　247～249 頁
県政報告書　156～157 頁

施策番号	554
施策名	港湾の整備
施策の目的	港湾利用者が物流･人流拠点や親水空間として利用しやすい港湾になっている

主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
県土整備部	入港船舶総トン数（5トン以上の船舶、単位：万トン）	目標	8,000	8,100	8,200
		実績	8,000	―	―

基本事業名	主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
1 人の交流を支える港湾ネットワークの形成	県土整備部	接岸可能旅客船舶トン数（トン）	目標	2,336	2,336	2,336
			実績	2,336	―	―
2 物流機能の充実･強化	県土整備部	接岸可能貨物船舶トン数（トン）	目標	526,200	526,200	571,200
			実績	526,200	―	―
3 快適な水辺空間の整備	県土整備部	港湾緑地の整備面積（ｈａ）	目標	27.0	27.0	31.4
			実績	27.3	―	―

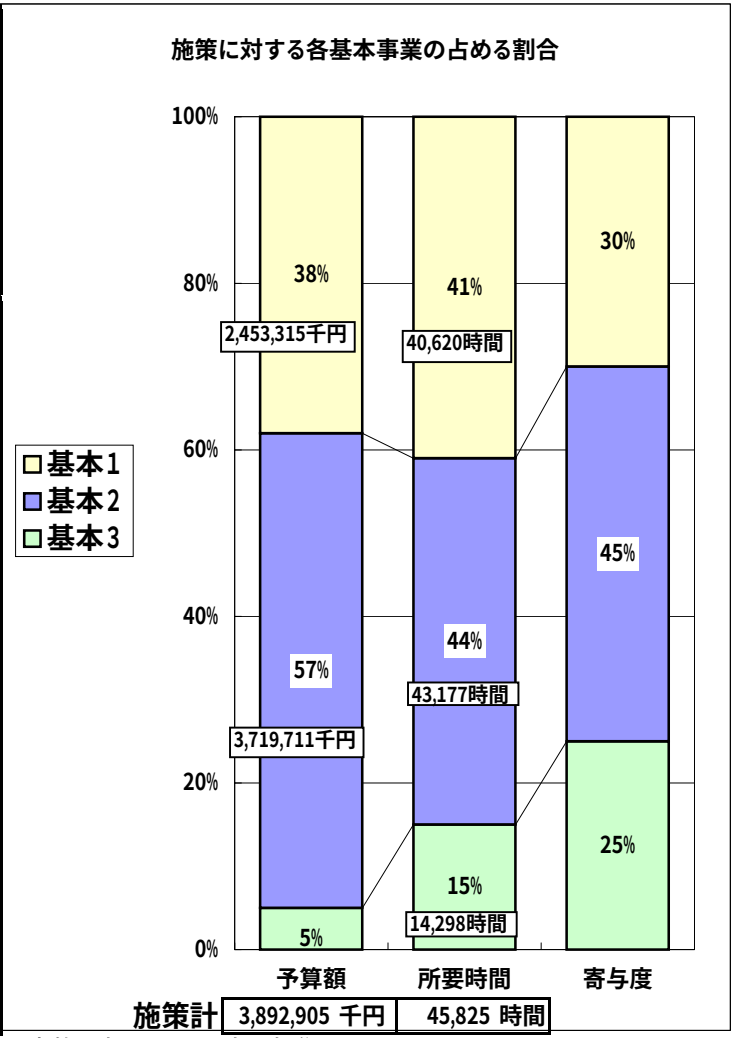

※実数の表示は10%以上の部分
※予算額と所要時間のグラフの各基本事業には再掲事業分が含まれているので、それぞれの合計は施策計と一致しない。

行政監査（評価）結果

1．総括意見

1 港湾ビジョンの検討

県内の港湾は、四日市港（指定特定重要港湾）、津松阪港及び尾鷲港（重要港湾）、その他17港（地方港湾）の計20港あり、その規模・性格は大きく異なっている。港湾の利用は背後地の経済・社会状況の影響を強く受け、予測するのは困難な面があるが、整備には多額の費用と長い期間を要するため、重点的・長期的な取組が必要である。

四日市港管理組合が「政策推進プラン」において管理運営の具体的な方向性を打ち出しているが、県においても港湾全体の整備・運営についてのビジョンを検討されたい。

2 四日市港との連携

四日市港は、入港船舶総トン数で県内港湾の74%、海上出入貨物量で84%を占め、本施策の相当部分を占めている。「四日市港振興調整会議」などを活用し、四日市市と県で構成する四日市港管理組合との連携をさらに深め、本施策の効果的な推進を図られたい。

3 港湾計画等の見直し

尾鷲港の港湾計画の改訂作業中であるが、現計画の策定時（平成3年）からの社会経済情勢の変化を踏まえ、費用対効果を重視した内容を検討されたい。また、鳥羽港の二期工区の計画についても、伊勢・志摩の地域づくりとの整合を図るとともに、費用対効果を勘案して検討されたい。

4 工作物の無許可占用や放置艇等の対策

津松阪港や宇治山田港などの港湾において、工作物の無許可占用やプレジャーボートの放置が見られ、指導や対策が進んでいないので、法令に違反する場合は適切に指導するとともに、法令に違反しない場合であっても、管理上支障のある放置艇等への実効ある対策について、市町村や他の公共物管理者等と協働して推進されたい。

参考指標

○県内港湾の状況

（県計）	H.12	H.13	H.14	H.15
入港船舶総トン数（百万トン）	78.9	83.7	83.1	80.3
船舶乗降人員（万人）	291	282	278	267
海上出入貨物量（百万トン）	73.9	79.7	85.6	73.8

○各港湾の状況（平成15年）

	四日市	鳥羽	津松阪	尾鷲	賢島	浜島	その他	県計
入港船舶総トン数（百万トン）	59.1	12.7	2.2	1.9	0.5	0.7	3.2	80.3
船舶乗降人員（万人）	0	226	0	1	18	16	6	267
海上出入貨物量（百万トン）	61.7	2.6	3.5	2.4	0.0	0.0	3.6	73.8

○県管理19港湾での放置艇（平成14年調査）

1,715隻

（内訳）宇治山田港663隻
長島港　172隻
尾鷲港　171隻　など

2．総合判定及び施策･基本事業の評点結果

○施策の評点

総合判定
C
評点合計
20.3 /35

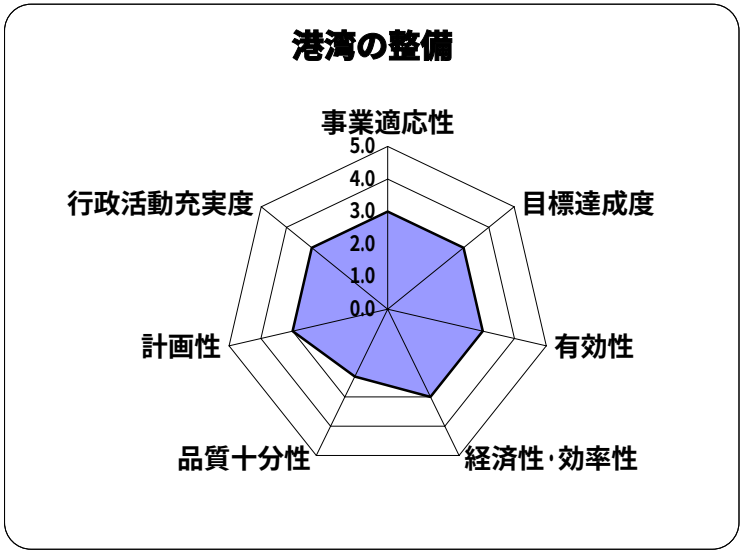

○施策を効果的に推進するため、県内港湾の全体ビジョンを明確にする必要がある。（事業適応性）

○基本事業の目標指標は「乗降人員数」「海上出入貨物量」など港湾の利用状況を表す指標とする必要がある。（目標達成度）

○港湾でのプレジャーボート等の不適正な放置･係留については、早期に指導または対策を検討する必要がある。（品質十分性）

○基本事業の評点

1 人の交流を支える港湾ネットワークの形成

［寄与度=30%］

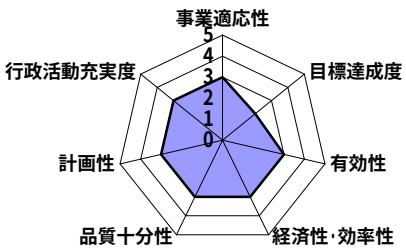

2 物流機能の充実･強化

［寄与度=45%］

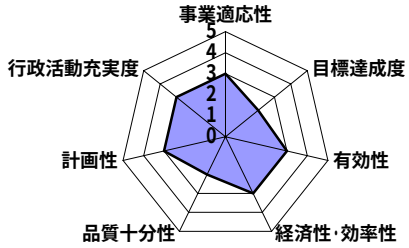

3 快適な水辺空間の整備

［寄与度=25%］

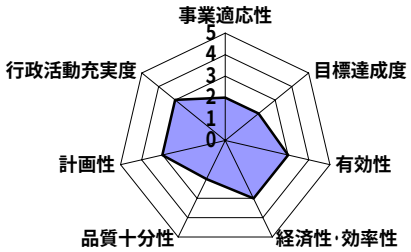

<table>
<tr><th>評価区分</th><th>施策の現状等</th><th>評 価 結 果</th><th>評点</th></tr>
<tr><td>1 事業
適応性</td><td>○全国の状況として、アジア諸国の港湾整備の進展により、わが国の港湾の国際競争力が相対的に低下しつつある。国において、港湾への投資重点化を図るため、スーパー中枢港湾（3地域6港）（※1）の指定を行っており、6港に四日市港が含まれている。

○県内20港湾は、指定特定重要（四日市、全国で6港）、重要（津松阪・尾鷲、全国で128港）、地方（鳥羽など計17港、全国で953港）の3種別に分かれている。四日市港については、四日市港管理組合が管理し、他の19港は県が管理している。

○県内の入港船舶総トン数は、平成13年をピークに80百万トン前後で推移している。海上出入貨物量は14年（86百万トン）をピークに70百万トン台で推移している。船舶乗降人員は長期的に減少傾向である。
<table><tr><td>（県計）</td><td>平成12年</td><td>平成13年</td><td>平成14年</td><td>平成15年</td></tr><tr><td>入港船舶総トン数（百万トン）</td><td>78.9</td><td>83.7</td><td>83.1</td><td>80.3</td></tr><tr><td>船舶乗降人員（万人）</td><td>291</td><td>282</td><td>278</td><td>267</td></tr><tr><td>海上出入貨物量（百万トン）</td><td>73.9</td><td>79.7</td><td>85.6</td><td>73.8</td></tr></table>
○全国計では、入港船舶総トン数は、平成9年（43億トン）をピークに減少傾向にあり、海上出入貨物量も平成9年（35億トン）をピークに同様である。船舶乗降人員は昭和48年（2.5億人）をピークに長期的に減少傾向にある。

○中部国際空港への海上アクセス基盤として、津松阪港（贄崎地区）の整備を進めていたが、平成17年2月の空港開港に合わせて供用を開始することができた。

○平成16年7月に改正ＳＯＬＡＳ条約（※2）が発効し、国際航海に従事する外国船舶が入港する際の保安対策が義務付けられるようになった。県管理港湾で対象となる津松阪港では、保安規定の整備、フェンスや照明の施設整備、警備員の配置を行い、17年3月には埠頭保安訓練を実施した。</td><td>○県内の港湾は、四日市港及び県管理19港の計20港あるが、その規模・性格は大きく異なっている。また、港湾の利用は背後地の経済・社会状況に密接に関連し、変動を予測するのは困難な面がある。一方、財政状況の苦しい中、事業効果を早期に発現するために投資の重点化が行われている。
　四日市港管理組合では「四日市港政策推進プラン」を策定し、目指すべき姿を明確にしているほか、港湾計画が策定されている港湾（津松阪・尾鷲）もあるが、県として港湾の整備を効果的に推進するために、県内の港湾全体のあり方を明確にする必要がある。

○贄崎地区の乗降は1日平均1,000人以上あり、有効に利用されている。引き続き、運行状況や旅客者数を見ながら、荒天時の船舶係留の安全性をさらに向上させる整備についても取り組む必要がある。

○津松阪港大口地区（松阪ルート）の整備についても、効果的・効率的に推進する必要がある。

○安全、安心の確保のため、引き続き適切な港湾管理を行っていく必要がある。</td><td>3</td></tr>
<tr><td>2 目標
達成度</td><td>○施策の目標指標は、港湾の利用状況を示す「入港船舶総トン数」としている。</td><td>○施策の目標指標として適切である。</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>○平成16年度は目標を達成している。
目標＝8,000万トン　実績＝8,000万トン

○基本事業の目標指標3項目とも、目標を達成している。</td><td>○入港船舶を増やすためには、港湾の「ハード」能力（＝接岸可能トン数）が前提となるが、港湾が輸送サービス機関の一部である以上、背後地の産業誘致･育成など需要の掘り起こしについても必要な面がある。

○基本3事業の目標指標は、港湾施設の規模を表し、年間事業執行の見込みを現状数値に上乗せしたものであり、3年間数値が不変のものもある。「乗降人員数」「海上出入貨物量」「緑地利用者数」など、基本事業の成果を表すアウトカム指標を検討し、行った港湾整備が有効であるかを検証する必要がある。</td><td>3</td></tr>
<tr><td>3 有効性</td><td>○基本事業の寄与度は「人の交流を支える港湾ネットワークの形成」が30%、「物流機能の充実･強化」が45%、「快適な水辺空間の整備」が25%としている。

○施策の目標指標である「入港船舶総トン数」は、四日市港と鳥羽港の2港で90%を占める。
港湾別の入港船舶総トン数（平成15年）
<table><tr><td>港湾</td><td>四日市</td><td>鳥羽</td><td>津松阪</td><td>尾鷲</td><td>その他</td><td>県計</td></tr><tr><td>総トン数（百万トン）</td><td>59.1</td><td>12.7</td><td>2.2</td><td>1.9</td><td>4.4</td><td>80.3</td></tr><tr><td>構成比（%）</td><td>74</td><td>16</td><td>3</td><td>2</td><td>5</td><td>100</td></tr></table>
当施策予算額と四日市港への県負担金額の推移
<table><tr><td>年度</td><td>H.14</td><td>H.15</td><td>H.16</td></tr><tr><td>当施策の予算額(億円)</td><td>38.2</td><td>47.3</td><td>38.9</td></tr><tr><td>うち負担金額(億円)</td><td>14.5</td><td>14.8</td><td>14.0</td></tr><tr><td>比率（%）</td><td>38</td><td>31</td><td>36</td></tr></table>
○人流対応としては、鳥羽港における「マリンタウン21」一期工区による船だまり整備が行われているほか、中部国際空港へのアクセスとして津松阪港贄崎地区が供用開始されており、津松阪港大口地区や四日市港からのアクセスも計画されている。
港湾別の船舶乗降人員（平成15年）
<table><tr><td>港湾</td><td>鳥羽</td><td>賢島</td><td>浜島</td><td>その他</td><td>計</td></tr><tr><td>人員（万人）</td><td>226</td><td>18</td><td>16</td><td>7</td><td>267</td></tr><tr><td>構成比（%）</td><td>84</td><td>7</td><td>6</td><td>3</td><td>100</td></tr></table>
※平成17年2月開港のため、中部国際空港アクセス分は上記表中には挙がっていないが、その乗降者数が計上されれば、津松阪港が上位に入ってくる。</td><td>○施策を構成する基本事業は、施策の目的達成に有効である。

○施策の目標指標「入港船舶総トン数」は、大部分を四日市港が占めるので、四日市港管理組合と県の関わりを強め、施策を効率的に推進する必要がある。</td><td>3</td></tr>
</table>

	○物流対応としては、貨物量の増大や船舶の大型化に対応するため、四日市港でコンテナターミナル（水深14m）の整備が進められており、津松阪港（大口地区）では既存岸壁の増深改良（水深7.5m）が進められている。 港湾別の海上出入貨物量（平成15年） 港湾 | 四日市 | 津松阪 | 鳥羽 | 尾鷲 | その他 | 県計 貨物量（百万トン） | 61.7 | 3.5 | 2.6 | 2.4 | 3.6 | 73.8 構成比（%） | 84 | 5 | 3 | 3 | 5 | 100	○四日市港については、現状では、コンテナ化されない原油の輸入や自動車の輸出の割合も大きい（四日市港の平成16年統計　輸入38百万トンのうち原油・ＬＮＧが76%、輸出3.7百万トンのうち、自動車が53%）ものの、港湾整備の効果が出るには一定の年数がかかり、長いスパンで捉える必要がある。 　四日市港での大規模なコンテナターミナルの整備による地域経済効果については、利用状況を含め、構成団体である県としても継続的に検証を行っていく必要がある。	
4 経済性・効率性	○公共工事コスト縮減計画における実績（平成15年度,県管理港湾の分）は、港湾・海岸事業は6.0%であった。 (参考) 道路整備事業6.3%　河川事業1.8% 県土整備部全体：5.7% ○事業効果の早期発現のため、県管理港湾では津松阪港、鳥羽港に投資を重点化している。 ○港湾緑地の整備は、平成16年度は四日市港（富双緑地）と鳥羽港で進められている。富双緑地については、全体計画9.6haのうち、6.2haが供用開始された。	○現行の第3次行動計画においても、コスト縮減に取り組む必要がある。 ○公園的な利用を目的とする県民にとって、港湾緑地は一般的に認知しにくい場所であるとともに、整備後の利用状況も把握されていない。 　今後の整備に当たっては、県民のニーズを的確に把握する必要がある。	**3.0**
5 品質十分性	○県管理港湾で整備が予定されている津松阪港、鳥羽港、尾鷲港については、事業効果をより発揮させるため、港湾整備促進協議会などの場で市町村・地元住民・港湾利用者の意見を聴きながら整備・計画を進めている。特に、重要港湾（津松阪、尾鷲）に法定の港湾計画の策定・改訂は、港湾審議会の意見を聴くことが義務付けられている。 ○津松阪港や宇治山田港などで、適正に許可を受けていない工作物の占用や、プレジャーボートの放置などが見られる。工作物については、適正化への取組がなされているものの、プレジャーボート等については、現条例では係留許可が不要な場合が多く、有効な対策がとられていない。 ・県管理19港湾での放置艇（平成14年調査）＝1,715隻 ・県港湾施設管理条例により係留施設使用に許可を要する港湾： 津松阪、鳥羽、尾鷲、鵜殿	○平成20年度完成目標で行われている鳥羽港一期工区や、改訂作業に入っている尾鷲港の港湾計画については、事業効果がより発揮されるよう、引き続き、将来の港湾の利用推計や地元住民などからの意見を生かして進める必要がある。 ○許可されていない工作物については、撤去させるなど適正化指導を引き続き行う必要がある。 ○プレジャーボート等については、無許可で係留しているものに対しては、条例に基づき指導する必要がある。また、許可は要しないものの港湾管理上支障のあるものについては、市町村や河川管理者などと連携のうえ、有効な対策を検討する必要がある。	**2.3**

<table>
<tr>
<td>6 計画性</td>
<td>○重要港湾以上（四日市、津松阪、尾鷲）については、港湾計画の策定が義務づけられ、社会経済情勢の変化等の必要に応じて改訂されている。

○県管理の港湾施設の継続的な維持補修は、整備後の年数経過による老朽化や供用施設の増加により、事業需要が増しているが、維持補修にかかる予算は、大幅な増加はしていない。

港湾施設維持補修費（県管理港湾のみ、単位：億円）
<table>
<tr><td>12年度</td><td>13年度</td><td>14年度</td><td>15年度</td><td>16年度</td></tr>
<tr><td>2.2</td><td>2.4</td><td>2.1</td><td>1.5</td><td>2.5</td></tr>
</table></td>
<td>○個々の計画のみでなく、三重県の港湾について、整備をどのように進めていくかを示す全体計画についても定める必要がある。

○他の公共土木施設（道路、河川など）と同様に、施設全体の老朽度を把握のうえ、計画的・効率的に予算などの資源を配分し、港湾施設としての機能を確保していく必要がある。</td>
<td>3.0</td>
</tr>
<tr>
<td>7 行政活動充実度</td>
<td>○津松阪港（贄崎地区）からの中部国際空港アクセスについては、津市と連絡船関連施設整備について協働して取り組んだ。この際、空港側の整備については、県地域振興部を通じて調整を行った。

○国及び中部地区の港湾管理者（名古屋港管理組合など）との連絡調整会議で、定期的な情報交換を行っている（16年度　2回）。

○四日市港については、自治体や経済団体などからなる「伊勢湾スーパー中枢港湾連携推進協議会」に参画し、港湾や空港の連携や産業の活性化について検討した。

○県関係部局と四日市港管理組合からなる「四日市港振興調整会議」において、県と管理組合の情報共有を図っている。

○県管理港湾の緑地（8箇所）については、地元市町村と管理協定を結び、適切に管理している。

○改正ＳＯＬＡＳ条約で求められている保安対策の強化のため、入国管理局、海上保安部、警察、港湾利用者などからなる「津松阪港保安対策協議会」を設置し、平成17年3月に埠頭保安訓練を実施した。</td>
<td>○空港開港にあわせて津松阪港（贄崎地区）を供用開始することができた。

○県の施策を効果的に推進するために、今後も積極的な意見交換を図っていく必要がある。

○港湾施設の機能維持や安全確保については、引き続き市町村、国、港湾利用者などと連携して行っていく必要がある。</td>
<td>3.0</td>
</tr>
</table>

※1　スーパー中枢港湾プロジェクト

近隣アジアに比較して地位が低下している国内コンテナ港湾の国際競争力を重点的に強化するため、実験的・先導的な方策に官・民連携して取り組む。

平成16年7月に京浜港（東京、横浜）、阪神港（神戸、大阪）、伊勢湾（名古屋、四日市）の3地域6港が指定された。

※2　SOLAS(海上人命安全)条約

タイタニック号の海難事故を契機に1914年に締結された国際条約であるが、港湾のテロ対策強化を目的として平成14年12月に改正され，16年7月から発効した。国際航路に従事する船舶が使用する港湾の管理者に、保安計画の策定や埠頭保安施設の整備、警備体制の強化を義務付けている。

前回監査（評価）からの改善状況

前回監査年度	平成15年度	評価結果	総合判定B	評点合計21.0	改善状況の評価
総括意見	総括意見の概要	改善状況			
	1 三重県の港湾ビジョンの策定 人、モノの交流を安定的かつ効率的に行える港湾ネットワークを形成することが重要であり、背後地を含めた人流・物流の動向、交通網などを勘案し、四日市港を含めた県内港湾全体の目指すビジョンを明確にされたい。	国及び中部地域の港湾管理者で策定予定の「中部地域港湾連携方針（仮称）」を踏まえて、県内港湾全体のビジョンを定めるとしているが、現時点ではいずれも定められていない。 なお、四日市港については、四日市港管理組合が策定した「政策推進プラン」により、具体的な方向性が定められている。			**検討予定**
	2 事業の重点化 津松阪港（贄崎地区）の空港アクセス対応や、四日市港の国際コンテナ対応などに事業を重点化しているが、財政状況が厳しいので、引き続き入港船舶総トン数など利用実態や将来需要を十分反映した資源投入を行っていくことが重要である。	事業は、四日市港のほか津松阪港や鳥羽港に重点化されている。特に津松阪港（贄崎地区）の空港アクセスについては、平成17年2月の空港開港にあわせて供用開始することができた。			**対応済み**
	3 港湾計画の見直し 尾鷲港の港湾計画の改定にあたっては、平成3年から13年の間に貨物量が27.4%減少するなど社会経済情勢の変化を踏まえ、費用対効果を重視する必要がある。 鳥羽マリンタウン21計画の二期工区については、利用状況の変化を踏まえ、これまでの成果と課題を明らかにしたうえで事業を計画されたい。	尾鷲港の港湾計画について、防災機能強化の点から配置計画の見直しを行っており、改定作業中である。鳥羽港の二期工区については、「とばみなと・まちづくり会議（仮称）」の場で港湾利用者などの意見を聴きながら、計画の策定に入る予定である。			**検討に着手**
	4 不法係留対策の推進 宇治山田港、津松阪港などでプレジャーボートの不法係留が多いので、対策を検討し、実効ある対策を講じられたい。	地元関係者や市町村、港湾以外の公共物管理者（漁港・河川）と協働して、対策の検討に着手している。			**検討に着手**

施策の現状

【参照】
県民しあわせプラン戦略計画　250～253 頁
県政報告書　158～159 頁

施策番号	555
施策名	基盤整備を進めるための公共事業の適正な運営と円滑な推進
施策の目的	県民が公共事業への信頼感を向上させている

主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
県土整備部	公共事業の透明化率（%）	目標	71	74	81
		実績	71	—	—

基本事業名	主担当部局	数値目標の指標名	年度	2004	2005	2006
1 公共事業の適正な執行･管理の支援	県土整備部	公共事業評価実施率（%）	目標	72	76	86
			実績	70	—	—
2 競争性･透明性の高い公共事業の発注プロセスの確立	県土整備部	競争性･透明性の高い入札方式の実施率（%）	目標	72	73	75
			実績	72	—	—
3 公共事業の執行プロセスにおける情報化の推進	県土整備部	県実施公共事業の情報電子化率（%）	目標	24	39	66
			実績	21	—	—
4 計画に基づく公共事業用地の適正な確保	県土整備部	計画的公共事業用地取得達成度	目標	1.40	1.45	1.50
			実績	1.40	—	—

指標①「公共事業評価実施率」＝（事前評価の実施率＋事中評価の実施率＋事後評価の実施率）／3
②「競争性･透明性の高い入札方式実施率」＝（一般競争･公募型･地域公募型の件数）／（全発注件数）
③「情報電子化率」＝（電子入札の実施率＋事業情報の電子化率）／2
④「用地取得達成度」＝（取得済で着工可能な用地面積）／（新規に着工する用地面積）

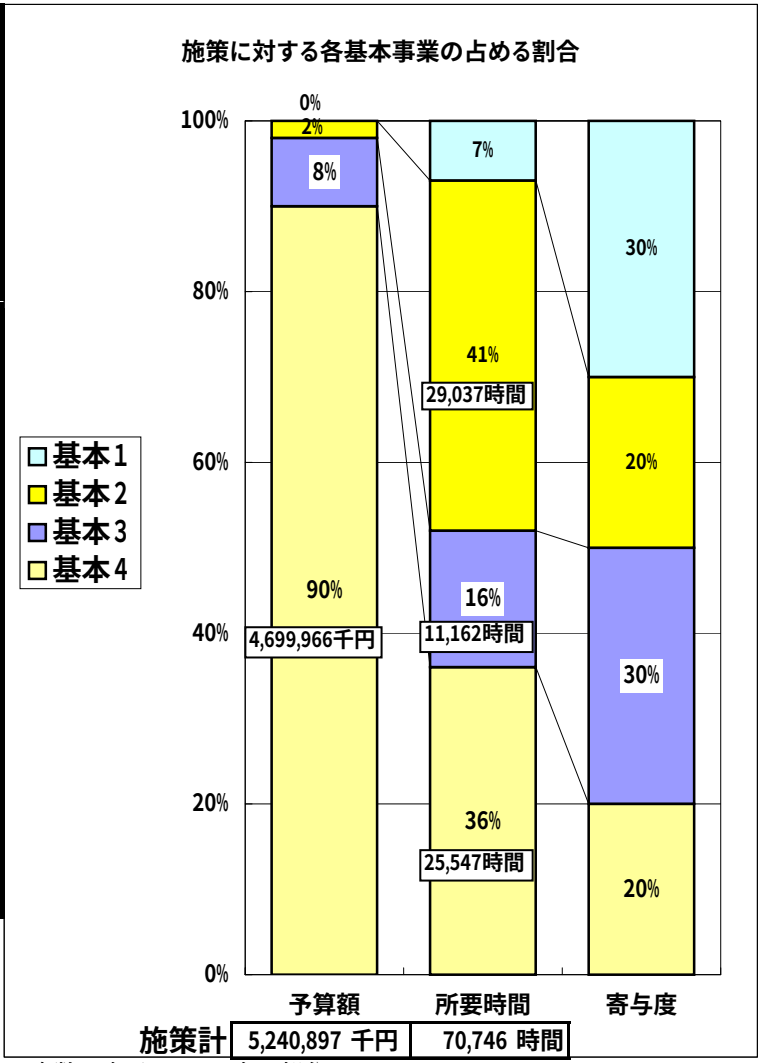

※実数の表示は10%以上の部分

行政監査（評価）結果

1．総括意見

1 公共事業の効果的･効率的な執行

公共事業予算が減少する状況で、事業の効果的･効率的な執行が一層重要になっているが、本県では、各部局からなる公共事業総合推進本部（事務局：県土整備部）で、事業評価、入札･契約制度、ＩＴ化など公共事業に関わる取組を庁内横断的に行っている。

特に、事前評価により同一分野内での各事業を点数化し、予算化の優先順位付けを行うことは、全国的に先駆的な取組と認められる。また、コスト縮減及びＩＴ化についても、それぞれアクションプログラムに沿って計画的に進められている。

今後とも、採択の透明性･公平性･客観性の向上を図るため、事業評価制度を一層充実させるとともに、電子システムの有効活用などにより、公共事業の効果的･効率的な執行に資する仕組みづくりを推進されたい。

2 入札･契約制度の継続的な改善

競争の促進、透明性の確保等を目的として、平成14年に定めた「入札及び契約制度改善への指針」により、地域公募型指名競争入札の導入等、改善の取組が行われ、また、「品質確保の促進に関する法律」の施行に伴い、新たな入札方式が試行されている。

限られた予算を有効に活用するため、適正な価格での契約と事業の品質確保は一層重要になっているので、入札･契約制度の改善に継続的に取り組まれたい。

また、地域機関の県単公共工事については、16年度契約件数の67.1％が増額変更されており、その中には設計時の適切な調査･計上に努めるべきもの、別途発注を検討すべきもの等が見受けられる。安易な変更は、入札･契約制度の公正性や競争性を損なうおそれがあるので、調査精度の向上等を図るとともに、変更にかかるチェック体制を強化し、より適正な執行に資する仕組みづくりに努められたい。

3 公共用地未登記筆の早期処理

昭和50年代以前に発生した、県土整備部所管公共用地の未登記筆処理を進めており、平成16年度では331筆処理したが、残存筆が6,054筆ある。16年度に全筆のカルテ作成（未登記各筆の再把握）と処理の難易度分析が完了し、17年度以降5カ年で1,000筆処理する目標である。

財産の適正管理の点で、未登記筆は早期に処理すべきであるので、残存筆の状況･難易度に応じて、計画的･効率的に登記処理を進められたい。

参考指標

○普通建設事業費の決算額の推移（単位：億円）

	H.12	H.13	H.14	H.15	H.16
決算額	2,390	2,069	1,823	1,528	1,361
H.12に対する比率	100	87	76	64	57

○公共事業評価の実施件数

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
事前	－－	－－	－－	1,258	1,013	954	995
事中	78	23	26	20	25	38	13
事後	－－	－－	－－	－－	－－	3	2

○ＣＡＬＳ／ＥＣアクションプログラム策定府県数（累計）

H14	H15	H16
20	34	40

※三重県はH.13年度末に策定

○工事請負契約の平均落札率（単位：％）
（県土整備･農水商工･環境森林各部の計）

	一般競争	公募	地域公募	指名競争	随意契約	平均
H14※	91	89	88	92	96	89
H15	93	92	88	92	96	90
H16	93	93	87	93	97	91

※H14は「土木一式工事」のみの数値（橋梁工事･舗装工事などは含まれない）

○未登記筆の処理実績
（県土整備部分のみ、単位：筆）

H.14	H.15	H.16	残存筆（H.16末）
293	374	331	6,054

2．総合判定及び施策･基本事業の評点結果

○施策の評点

総合判定
B
評点合計
23.1 /35

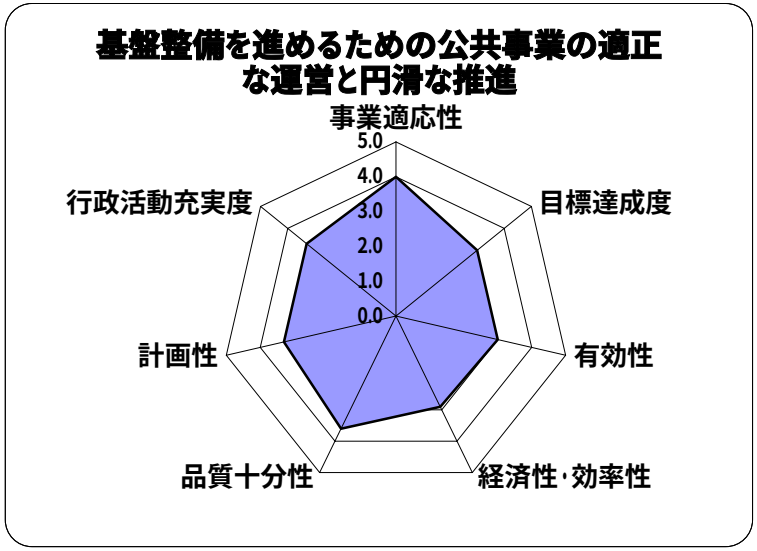

○公共事業の事前評価により事業を点数化し、予算編成時の順位付けに用いる取組がなされている。（事業適応性）

○IT化について「ＣＡＬＳ／ＥＣアクションプログラム」を定め、計画的に電子システムの導入･運用拡大に取り組んでいる。（事業適応性、計画性）

○公共事業評価の結果･審査経緯については、その都度公表されている。事中･事後評価については外部委員による「公共事業評価審査委員会」において審査している。（品質十分性）

○各部局からなる「公共事業総合推進本部」において、入札･契約制度、IT化、コスト縮減計画などへの取組が横断的に行われている。（行政活動充実度）

○基本事業の評点

1 公共事業の適正な執行･管理の支援

【寄与度=30%】

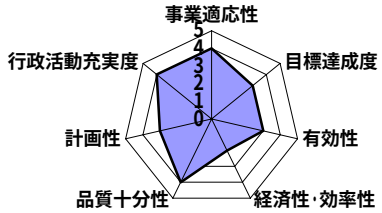

2 競争性･透明性の高い公共事業の発注プロセスの確立

【寄与度=20%】

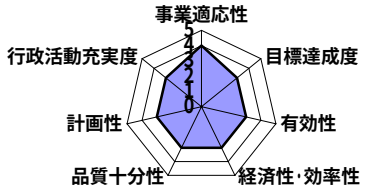

3 公共事業の執行プロセスにおける情報化の推進

【寄与度=30%】

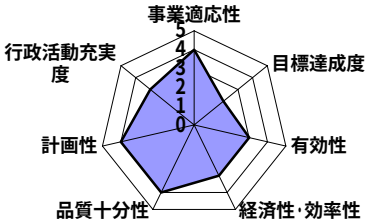

4 計画に基づく公共事業用地の適正な確保

【寄与度=20%】

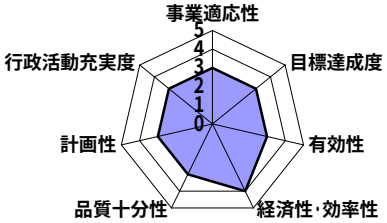

3．施策の現状及び評価区分の内訳

<table>
<tr><th>評価区分</th><th>施策の現状等</th><th>評 価 結 果</th><th>評点</th></tr>
<tr><td>1 事業適応性</td><td>○公共事業予算は、国･県とも減少傾向にある一方、道路整備や災害対策など事業需要は減っておらず、限られた予算を有効に使うことが求められている。

○庁内部局で構成する「公共事業総合推進本部」において、入札･契約制度、事業評価、IT化、コスト縮減など公共事業に関わる取組を横断的に行っている。
（構成部局）総合企画局、総務局、環境森林部、農水商工部、県土整備部、企業庁、出納局、県民局代表

○競争性の高い入札･契約制度の充実や工事コスト縮減を図り、個々の事業費用を低減させるとともに、費用対効果を精査したうえで事業を重点化し、事業効果を早期に発現させるよう、取り組んでいる。

○県が事業主体となる公共事業（維持管理事業などは除く）の評価を行っている。
平成10年度に始まった「事中」については、16年度までに延べ224件を評価しており、うち11件について中止の答申を受けて事業が中止している。

普通建設事業費の決算額の推移（単位：億円）
<table><tr><td>年度</td><td>H.12</td><td>H.13</td><td>H.14</td><td>H.15</td><td>H.16</td></tr><tr><td>決算額</td><td>2,390</td><td>2,069</td><td>1,823</td><td>1,528</td><td>1,361</td></tr><tr><td>H.12に対する比率</td><td>100</td><td>87</td><td>76</td><td>64</td><td>57</td></tr></table></td><td>○事業を重点化するうえで事業採択の透明性･公平性･客観性の確保は不可欠であり、引き続き県民への説明責任を果たせるよう、評価制度の充実に取り組む必要がある。

○事中･事後の公共事業評価については、府省庁や他府県でも行われているが、事前評価により同一分野内の各種事業を点数化し、予算化の優先順位付けを行うことは、国を含めて先駆的な取組と認められる。</td><td></td></tr>
</table>

公共事業評価制度の概要

項目	事前	事中	事後
対象	県事業で、環境森林部、農水商工部、県土整備部の所管事業（継続･新規とも）	県事業（水道事業含む）で (1)事業採択後5年間を経過した時点で未着工 (2)事業採択後一定期間を経過した時点で継続中 (3)再評価実施後一定期間が経過　など	県事業（水道事業含む）で、 (1)事業完了後一定期間（おおむね5年）を経過　かつ (2)事業担当室が規模及び特性等を考慮して選定
目的	予算編成時の優先度	採択後の事業の継続適否	事業終了後の事業効果などの検証
形態	内部評価	外部評価（有識者による公共事業評価審査委員会の答申を尊重）	同左
16年度実施件数	995件（継続675、新規320）	13件	2件
開始年度	H.13	H.10	H.15

○公共事業の入札･契約について、公正な競争の促進、透明性の確保等を図るために施行された「入札及び契約の適正化促進法」を受け、三重県では平成14年4月に「入札及び契約制度改善への指針」を定めた。この方針により、一般競争入札等の拡大や地域公募型指名競争入札の導入などが行われた。

	法律等	内容
H12.11	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	①入札･契約に関する事項の公表 ②適正化指針策定の義務付け　など
H14.4	「入札及び契約制度改善への指針」（三重県）	①一般競争入札、公募型指名競争入札の適用拡大 ②地域公募型指名競争入札の導入 ③予定価格の事前公表　など
H17.4	「公共工事の品質確保の促進に関する法律」	価格と品質で総合的に優れた公共工事への転換

○公共事業のIT化は、事業執行過程の透明化や業務の効率化などを目的として、「CALS／EC（※）アクションプログラム」に基づき、電子入札の導入などが行われている。

CALS／ECアクションプログラム策定府県数（累計）

平成14年度	平成15年度	平成16年度
20	34	40

※三重県は平成13年度末に策定

○過去（昭和50年代以前）に発生した県土整備部所管の公共用地の未登記筆について登記処理を進めている。平成16年度において331筆処理したが、残存筆が6,054筆ある。16年度にカルテ作成（未登記各筆の再把握）と処理の難易度分析は終わっており、17年度以降5カ年で1,000筆処理する目標である。
　なお、本施策の対象外であるが、農水商工部所管の未登記筆は、平成16年度末で1,200筆ある。

○談合情報把握時の対応として「三重県建設工事等の談合情報マニュアル」が定められており、公正入札調査委員会へ速やかに報告する取り決めになっている。委員会は、入札の延期や契約の保留などを行った後、事情聴取などにより談合の存否を調査する。

○電子入札などシステムの運用開始後においては、安定的なシステム運用や個人情報保護の観点から次のような取組がされている。
- ･電子入札のシステム障害によるサービス停止時には、担当者へ携帯メールを発信し、迅速な対処を行う
- ･土地所有者などの個人情報を取り出す際には、その都度各所属長からの依頼文書により提供する

○限られた予算を有効に利用するため、適正な価格での契約と事業の品質確保は重要になっており、入札･契約制度の改善に、今後とも一層取り組む必要がある。

工事請負契約の件数と平均落札率（単位：%、県土整備･農水商工･環境森林各部の計）

年度	一般競争		公募		地域公募		指名競争		随意契約		計	
	件数	率	件数	率	件数	率	件数	率	件数	率	件数	率
H14※	42	91	164	89	840	88	328	92	38	96	1,412	89
H15	51	93	152	92	1,186	88	546	92	31	96	1,966	90
H16	38	93	131	93	1,115	87	1,058	93	116	97	2,458	91

○本県ではアクションプログラムが早期に策定され、電子入札についても、都道府県の中では比較的早く導入されたと認められる。

電子入札の導入状況（H17.10）

国土交通省	三重県	他府県
H13.10運用開始	H15.10運用開始	運用開始済　28都府県
H15.4全面適用	H17.10全面適用	開発中　11県

三重県の16年度実施　工事211　測量･設計委託580　計791件

○財産の適正管理の点で、未登記筆は早期に処理すべきであるので、再把握した残存筆の状況･難易度に応じて、計画的･効率的に処理を進めていく必要がある。

未登記筆の処理実績
（県土整備部分のみ、単位：筆）

H14	H15	H16	残存筆（H16末）
293	374	331	6,054

○マニュアルにより、情報把握時の対応が迅速･統一的に行われている。

談合情報が寄せられた工事の件数

年度	H14	H15	H16
情報が寄せられたもの	35	27	9
談合の疑いが払拭できないとして入札を無効･中止としたもの	1	6	0

4

<table>
<tr>
<td>2 目標達成度</td>
<td>○施策の目標指標は、「公共事業の透明化率」としている。
　これは「事業評価（事前・事中・事後）の実施率」と「競争性・透明性の高い入札方式（一般競争・公募・地域公募）の実施率」の平均である。
○平成16年度の実績は、目標を達成している。
　目標＝71%
　実績＝71%（評価実施率＝70%、入札方式実施率＝72%）
○基本事業の目標指標4項目のうち、2項目は目標を達成している。下記の2項目は目標を達成していない。
　公共事業評価実施率：目標＝72%、実績＝70%
　県実施公共事業の情報電子化率：目標＝24%、実績＝21%</td>
<td>○目標指標は施策の達成への進捗を表しているが、異なる指標の平均であるので、個々の指標の管理も併せて取り組む必要がある。
○目標指標は実施率であり、「質」の点で、事業評価については、予算編成との同一性確保など精度の充実を図り、入札方式については、競争性・透明性の高い制度への継続的な改善を図る必要がある。
○達成していない基本事業については、目標を達成する必要がある。</td>
<td>3</td>
</tr>
<tr>
<td>3 有効性</td>
<td>○基本事業の寄与度は、「公共事業の適正な執行・管理の支援」「公共事業の執行プロセスにおける情報化の推進」が各30%、「競争性・透明性の高い公共工事の発注プロセスの確立」「計画に基づく公共事業用地の適正な確保」が各20%としている。
○4基本事業のうち、公共用地にかかる基本事業は、県土整備部所管事業の用地取得が対象であり、農水商工部など他部局の所管分は対象外である。他の3基本事業は公共事業総合推進本部としての取組であるので、原則として全部局を対象としている。</td>
<td>○施策を構成する基本事業は、公共事業を下支えする事業であり、施策の目的達成に有効である。</td>
<td>3</td>
</tr>
<tr>
<td>4 経済性・効率性</td>
<td>○公共工事のコスト縮減については、平成9年度分からの第1次行動計画から始まって、16年度からの第3次行動計画に引き継がれている。
公共工事コスト縮減計画
<table>
<tr><th>計画</th><th>期間</th><th>基準年度</th><th>目標</th><th>実績</th></tr>
<tr><td>①第1次行動計画</td><td>H.9～11</td><td>H.8</td><td>H.11で10%</td><td>約10%（達成）</td></tr>
<tr><td>②第2次行動計画</td><td>H.14～15</td><td>H.8</td><td>H.15で15%</td><td>H.14で17.8%（前倒し達成）</td></tr>
<tr><td>③15年度緊急アクションプラン</td><td>H.15</td><td>H.14</td><td>H.15で11.4%</td><td>7.0%（達成できず）</td></tr>
<tr><td>④第3次行動計画</td><td>H.16～19</td><td>H.14</td><td>H.19で15%</td><td>（進行中）</td></tr>
</table>
○地域機関（生活環境森林部、農水商工部、建設部、下水道部）における県単工事は、契約変更されるものが多く、平成16年度においても、全762件のうち、約67%が増額変更、約15%が減額変更されている。
　各部局からなる公共事業総合推進本部としては、16年12月に既存の設計変更要領の厳格な運用を通知し、同時に新しい設計変更制度についても検討を開始した。</td>
<td>○各々の事業でのコスト縮減は、公共事業予算の減少状況下において重要課題であり、第2次行動計画の目標は前倒し達成された。平成15年度はさらに高い目標を設定したものの達成はできなかったが、現行の第3次行動計画の目標達成に向けて引き続き縮減に取り組む必要がある。
③における15年度の縮減実績
<table>
<tr><th>部局</th><th>県土整備</th><th>農水商工</th><th>環境</th><th>総務</th><th>企業庁</th><th>警察</th><th>全部局計</th></tr>
<tr><td>縮減率（%）</td><td>5.7</td><td>9.6</td><td>8.1</td><td>7.7</td><td>15.4</td><td>6.0</td><td>7.0</td></tr>
</table>
○契約変更された中には、事前調査が不十分なもの、別途工事として発注すべきもの等も見受けられることから、当初設計時の調査精度の向上や変更にかかるチェック体制の強化など、引き続き改善に取り組む必要がある。</td>
<td></td>
</tr>
</table>

○主な電子システムの事業費は下記のとおりで、開発に当たった年度は特に多額になっている。

主な電子システムの事業費（単位：百万円）

システム名	H14	H15	H16	開発年度
電子入札	139	177	36	H14,15
支援統合情報	24	89	95	H16,17
進行管理	73	90	427	H16,17

○進行管理システムは、新システム化により職員の操作効率が大きく向上する。また、支援統合情報システムは新規開発であるが、過去の情報を含め、事業執行情報が地図上で一元管理され、効率的な執行に役立つので、両システムとも計画どおり運用開始できるよう取り組む必要がある。

○IT化について、電子入札などによる事業情報の透明化効果については理解され易いものの、事業執行の効率化については、開発または運用に要した費用に見合う効果が発現されるよう、継続的に取り組む必要がある。

2.9

○平成10年度から、県土整備部の事業用地取得業務を土地開発公社に委託し、公社職員の経験･知識を生かした取得交渉を行っている。

用地取得難航箇所（交渉開始から5年以上）

年度	H14	H15	H16
箇所数	54	49	31

○専門性の高い公社職員により、効率的に用地取得業務が行われている。

○事業用地を先行して確保するために、土地開発公社にあらかじめ取得資金を無利子貸付し、3年度以内に県が再取得する制度を昭和63年度から始めている。当初は貸付金額は年度あたり12億円であったが、現在は41億円である。

先行取得の実績

年度	H14	H15	H16
事業数	32	21	21
面積（m^2）	82,171	82,051	85,785

○先行取得制度は、取得業務の機動性確保や業務量平準化に有効である。

5 品質 十分性

○公共事業評価については、事前･事中･事後の3段階があるが、事中･事後については外部委員からなる「公共事業評価審査委員会」において審査することとしている。これらの評価の結果･審査経緯については、その都度公表されている。

○事中評価において、第三者により審査し、その経緯を公表することにより、事業継続の適否判断の公正性や透明性の確保に努めている。

○公共事業の事前評価については、内部評価であるものの、県予算との連動が図れるよう、評価手法の改善を図っている。特に、景観･文化･快適性など環境に関する便益評価機能を向上させるために平成16年度に「県民18,000人アンケート」を行い（回答率約30%）、環境面へのニーズを事業効果へ換算する手法を検討している。
　評価結果については、事業実施予定箇所と併せて、公表している。

○評価手法の改善を図り、項目に対する県民のニーズの把握に努めるとともに、結果をわかりやすく公表している。。

○県の入札･契約制度全般に関して定期的（年4回）に審議する機関として、平成14年9月から「入札監視委員会（学識経験者委員5名）」が設置されているほか、国や他府県の状況の調査や、建設業者などとの意見交換を行っている。

「一般競争･公募型･地域公募型」の金額的な適用範囲

県	金額要件	開始時
三重県	すべて	H14．6から
愛知県	1.5億円以上	H16．4から
岐阜県	3億円以上	H8．4から

○公正性･競争性･透明性の高い入札･契約制度の運用のため、制度の改善及びその効果検証に引き続き取り組む必要がある。

3.6

○電子入札･電子納品の適用範囲の拡大が進んでいるが、ビジネスパートナーとして建設業協会と意見交換し、ニーズの把握に努めている。進行管理システムなどの内部システムについては、地域機関職員からの要望･意見の把握を定期的に行っている。

○システムの直接利用者の意見を取り入れ、システムが有効に利用されるよう、運用などの改善を引き続き図っていく必要がある。

○電子入札は、平成17年10月には対象が全案件へ拡大されるが、電子入札に必要なICカードの未登録業者が多数存在する。登録申請中であることを示せば、従来の紙面入札も受け付けることとしている。

＜電子入札利用者（工事）登録比率（平成17年10月現在）＞
土木Aランク業者210/212＝99.1%
〃 Bランク業者286/297＝96.3%
〃 Cランク業者626/891＝70.3%

○小規模な業者に対しても利用者登録の促進や操作方法の周知を図る必要がある。

6 計画性

○循環型社会構築の取組の一つとして、産業廃棄物の最終処分量の多くを占める建設系廃棄物の減量のため、平成14年度に「三重県建設リサイクル推進計画2002」を定め、県以外の公共工事や民間工事も含めて建設副産物対策に取り組んでいる。

建設リサイクルの目標と平成15年度実績　（単位：%、千t）

種別	目標値		実績				
			土木			建築工事	合　計
	H17	H22	公共工事	左のうち県の分	民間土木		
建設廃棄物	91	92	98.4	91.9	99.9	99.7	98.6
アスファルト･コンクリート塊	99	99	99.8	100	100	100	99.8
コンクリート塊	99	99	99.9	99.9	100	99.9	99.9
建設汚泥	75	85	76.6	77.1	99.1	99.1	78.2
建設混合廃棄物	45千t以下	30千t以下	0	0	0	0	0
建設発生木材	90	95	93.1	91.2	－－	92	95.4
建設発生土	75	90	73	74	36	31	71

○アスファルト･コンクリート塊や建設混合廃棄物などは既に平成17年度目標値を達成しているが、他の指標についても目標達成するように取り組む必要がある。

3.3

	○「三重県ＣＡＬＳ／ＥＣアクションプログラム」に沿って、電子入札・電子納品の適用範囲の拡大や各システムの開発などが進んでいる。 CALS/ECの整備スケジュール 年度 / H15 / H16 / H17 / H18 / H19 電子入札 / 部分運用 / / 全面運用 / / 進行管理 / / / 部分運用 / 全面運用 / 設計積算 / (運用) / / (機器更新) / / 支援統合DB / / / / 運用開始 / 電子納品 / 部分運用 / / / / 全面運用	○計画に沿って事業が進められている。	
7 行政活動充実度	○建設副産物のうち建設発生土について、平成16年度実績は集計中であるが、有効利用のため国や市町村と連携して、以下のような取組を行っている。 ・中部地方整備局と共同で公共工事土量調査を16年3月に行い、土砂の発生箇所と必要箇所を事前に把握し、建設発生土の有効な流用を促進している。 ・建設発生土情報交換システムの利用は、16年度172工事（前年度69工事）あり、システムの加入市町村も16年度27市町村（前年度24）となっており、市町村の加入促進を図っている。 ○県の公共事業のＩＴ化の取組について、受注者側にあたる建設業協会のＩＴ委員会と意見交換を行っている。また、電子入札に必要なＩＣカードの登録拡大についても、協働して推進している。 ○街路事業などで、市町村職員を受け入れて用地取得業務を行っている。 受入市町村職員数（単位：人） 年度 / H14 / H15 / H16 職員数 / 4 / 4 / 5	○県の工事の平成15年度実績は74%で、「三重県建設リサイクル推進計画2002」における17年度目標値（75%）をほぼ達成している。引き続き、他の公共団体と連携して発生土の有効利用を進める必要がある。 ○電子入札、電子納品ともに受注者側の取組が不可欠であるので、引き続き積極的に関わっていく必要がある。 ○街づくりなどと密接に関連する事業について、市町村と連携した用地取得が行われている。	**3.3**
特定課題	○平成14年4月に公正取引委員会が独占禁止法違反として排除勧告を出した県内測量業者の談合問題について、平成16年5月に県から33社に対し総額約18億円（農水商工部含む）の損害賠償請求を行い、17年4月までに約10億4千万円を県へ支払う形での和解が全社と成立した。業者からの納付は、一括払や最長10年間の分割払で行われている。	○業者の損害金納付を確実に履行させるとともに、さらに対策を進め、再発防止に努める必要がある。	

※**ＣＡＬＳ／ＥＣ**
Continuous Acquisition and Life-cycle Support／Electronic Commerce（継続的な調達とライフサイクルの支援／電子商取引）。公共事業のＩＴ化の意で用いられる。